

予算特別委員会記録

とき 令和8年3月13日

国分寺市議会

予 算 特 別 委 員 会

令和8年3月13日（金）

○ 出 席 委 員

委 員 長	中 山 ご う			
副 委 員 長	森 田 たかし			
委 員	高 野 ふみお	脇 村 たいき	対 馬 ふみあき	
	寺 嶋 たけし	小 坂 まさ代	松 岡 ま り	
	高 瀬 かおる	鳥 居 あかね	田 中 政 義	
	だ て 淳一郎	星 いづろう	はせべ 豊 子	
	皆 川 りうこ	久 保 けいこ	はぎの 英 輔	
	木 島 たかし	新 海 栄 一		

○ 審 査 事 項

- 1 議案第1号 令和8年度国分寺市一般会計予算
- 2 議案第2号 令和8年度国分寺市国民健康保険特別会計予算

午前 9 時 32 分開会

○中山委員長 おはようございます。ただいまから予算特別委員会を開会いたします。



○中山委員長 引き続き、**議案第 1 号 令和 8 年度国分寺市一般会計予算**を議題といたします。

冒頭、政策法務担当課長より、体調不良のため終日欠席する旨の届出が、また学校教育担当課長より、公務のため午後 1 時 30 分から終日欠席する旨の届出がございましたので、御報告いたします。

昨日に引き続き、款 10、教育費、項 2、小学校費、298、299 ページから進めたいと思いますが、ここで教育総務課長より発言が求められておりますので、許可したいと思います。

○廣瀬教育総務課長 お時間を頂戴しまして、誠にありがとうございます。

まず、委員長におかれましては、昨日の冷水器の設置校に関する私の答弁につきまして、訂正のお取り計らいをお願いしたいと思います。

私の勘違いによりまして、全小・中学校で冷水器が設置されているものの、小学校は全校で使用しておらず、中学校は数校で使用しているという旨の答弁をいたしました。設置されていない小・中学校が約半数ございましたので、これについての答弁の訂正のお取り計らいをよろしくお願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。

○中山委員長 訂正を認めたいと思います。

では、改めまして、教育総務課長。

○廣瀬教育総務課長 保留になっておりました冷水器の設置台数についての御質疑でございますが、こちらは小・中学校で全 16 台設置されております。

○中山委員長 この質疑は高野委員ですね。

○高野委員 おはようございます。よろしくお願いします。

冷水機が全 16 台という話で、実は意図としては P F A S の話でございまして、新庁舎の 2 階の授乳室、あるいは児童館など、P F A S 除去に対応しているウォーターサーバーの設置が予定されているという話を聞いて、それを小・中学校 15 校にも設置してはどうかということを考えたわけであります。

P F A S については、これまでも時折議論させてもらっていますけれども、子どもと妊婦の方って、非常に化学物質に影響を受けやすいので、特別対応を、海外の事例なんか見ても、さらに倍に厳しくしたりとか、そういった特別対応というのをやっているということでもありますので、本市としても、そういった対応をしてはどうかと思うんですが、市の見解を伺います。

○廣瀬教育総務課長 P F A S のところにつきましては、私が聞き及んでおりますのは、都のほうで定期的に水質検査を実施していて、現在、安全であるということがホームページのほうでも示されているということでございます。市といたしましても同様の認識だということで伺っておりますので、その点から見て、ウォーターサーバーの設置というのは現在考えてございません。

○高野委員 ということなんですけれども、微量の P F A S の影響などについては、分からない部分が御答弁でも度々あります。まだ確定していない部分があるというところとていくと、国際的な予防原則ってあるんですけれども、科学的見地が分かれる、たとえ微量でも本当に駄目なんだという、そういった科学的な知見というのも一方ではあって、そして厳しめに、分からなければ、さらに上乗せで対応するというのは環境対策の基本というふうに認識をしているところです。なので、現状、今の基準自体もどうなのかという議論も、ちまたではありますし、そういった面でも、国分寺市として、さらに妊婦の方に P F A S 対応の

ウォーターサーバー設置というのはすばらしい判断だなと思っていますので、あるいは児童館とか、いい流れだと思うので、小・中学校にもどうかということでもありますので、再度確認させてください。

○廣瀬教育総務課長 何でしょうかね。ちょっとP F A Sから切り離してお答えをさせていただきますと、そもそも、小・中学校の中で、このおっしゃる機器を設置するということになると、当然に多数の機器が必要になってまいります。そうしますと、そこに当然、子どもたちが並ぶというような状況も恐らく想定されますので、そうすると授業全体に与える影響も出てきてしまうと思うんです。そういうような視点からも、ウォーターサーバーについて、学校に1台というわけには、当然、置くとしたらできないと思いますから、たくさん置いた際に、そういった弊害も出てくるということでございます。

○高野委員 1台置いても並ぶし、たくさん置いても並ぶという、そういう御認識なんではないですかね。

○廣瀬教育総務課長 1台と、数が少なければ当然、水を入れる子どもたちがたくさんいますので、当然、並ぶ時間は長くなるということでございます。

○中山委員長 いいですか。

○高野委員 最後にしたいと思いますけども、では何台ぐらいあれば並ばないのか、あるいはウォーターサーバーじゃなくて、別に浄水器とか、そういったP F A S対応している浄水器もあると思うので、そういった措置というのは可能性はないでしょうか。

○廣瀬教育総務課長 冒頭で申し上げましたけれども、もろもろ諸事情もございます。そういうところも含めて、今回、御意見のあった、御要望のあったウォーターサーバーについては、設置する考えは今はないということでございます。

○高野委員 市民のほうから、せめて小・中学校だけには、子どもたちのために対応してほしいという声もずっと受けておりますので、ここは意見として述べさせていただいて、終わりたいと思います。

○小坂委員 小学校の特別支援学級運営に要する経費のところで、スクールバスについて、お伺いをしたいと思います。個別説明票25ページ、通し番号136番です。

バスの台数を1台増加していただけるということです。令和6年度の事務報告書を見ますと、3台で利用人数が78人だったということです。1台増えて4台となりますが、必要な児童が増えていること、また、第六小に新規学級が開設されるためと考えますが、現在の検討状況ですね。2月に行われました特別支援教育説明会の資料を見ましたところ、就学先決定後、1月中旬、学校を通して希望調査、2月中旬、利用者確認、申込み状況を経て、3月上旬に運行ルート、乗車場所、時間等を決定するとあります。現在どのような検討が行われているのか、ルートについてですとか、この春から変更になる部分について、把握しているところを共有していただけますでしょうか。

○廣瀬教育総務課長 特別支援学級のバスにつきましては、おっしゃるとおり、来年度にワゴンバスを1台追加するということでございます。

ルートの設定なんですけれども、これについては、例年、私どもの担当と事業者のほうで協議をして、かつ、お乗りになるお子さんの自宅の状況だとか、あとは道路の幅員だとか、そういうことももろもろ考えた上で、いかに効率的に円滑に輸送することができるかというところを踏まえて決定をしてくているところでございます。

今年度は、そういう形で通知を保護者の方に差し上げているとは思いますが、例年より、調整が若干遅れているというところは伺っているところでございますので、まさに今、その辺りの調整をしているということ御理解いただきたいと思います。

○小坂委員 分かりました。新たに第六小が加わりますので、調整のほう、時間がかかっているのかなというふうに想像をしています。

以前より1時間近く乗る児童がいて、朝御飯用におにぎりを持たせているですとか、ルート、今の御答弁で、一軒一軒丁寧に聞いていただいているというようなことでしたけれども、1台増やしていただくことで、そういったことが少しでも改善するといいなというふうに思っております。

それでは利用人数なども今後分かってくることがと思いますので、また来年にお聞きしたいと思います。

現状、本市にスクールバスがあることで、大変助かっているという声を聞いておりますので、引き続き、丁寧に進めていただきますこと、しかしながら、行く行くは、全ての子どもたちが地域の学校で学べるようなインクルーシブな環境を求めて終わりたいと思います。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 よろしいですね。

300、301ページ。

○高野委員 すみません。続いてPFAS関係で恐縮なんですけども、学務課関係経費で、11番の役務費のところに、簡易専用水道等検査料というのがあります。19万8,000円ということなんですけども、これはどんな検査をしているのか、簡単に御説明をお願いします。

○村上学務課長 こちらにつきましては、学校環境衛生基準に基づく検査となっております、飲料水に関する検査としましては、例えばpH値であったりだとか、味や臭気、色度、濁度、それから残留塩素等の検査をしているものとなります。

○高野委員 そうすると、そこにはPFASの検査というのは含まれていないということですね。

○村上学務課長 冒頭申し上げましたとおり、こちらについては国の基準に基づく検査となりますので、PFASについては検査しておりません。

○高野委員 そこに市として独自にPFASの検査も付け加えるということは可能性としてはないでしょうか。

○村上学務課長 現時点では予定しておりません。

○高野委員 現時点で予定していないと分かるんですけども、可能性として、法的に加えちゃいけないとか、そういったことはあるかどうか、確認させてください。

○中山委員長 だから、できないことはないんじゃない。やっちゃいけないというルールはない。

○塩野目副市長 PFASのお話が出ているので、私のほうでお答えをさせていただきますが、過日、公共施設に、民間企業から10台、地域貢献を兼ねて設置されたウォーターサーバーの件のときも御質問ありましたし、先ほどの教育総務課長の小・中学校のウォーターサーバーのときも出た話なんですけども、このPFASについては、代表質問でも市長が繰り返し答弁していますとおり、国分寺市の水は、今、東京都が管理をしています。定期的な検査を行って、国分寺市の水道水の蛇口から出る水というのは安全が確保されています。なので、直接水道水から飲んでも問題ないというふうに市は判断しています。

ただ、PFASの問題については、これは市としては重く受け止めておりますので、対応については、引き続き、令和2年から東京都や国に対しても要望というか話もしておりますし、この問題を別に軽んじているわけではないということでもあります。

今、国、東京都のほうでは、協議会を立ち上げて、専門家が鋭意、調査研究をしているところでありま

すので、市としては、その動向を見守っているというような状況であります。現時点においては先ほど申したとおり、国分寺市の水は安全だということで、ウォーターサーバーについても、除去装置がたまたまついていただけであって、それを我々のほうでは、除去装置をつけたものを設置したわけではありませんので、その点は誤解のないように、御理解いただきたいというふうに思っています。

○高野委員　今、副市長もおっしゃられたように、まだ国としても研究が続けているという段階でありまして、そういった意味では、まだ知見が分かれているという問題というふうに認識しています。そういった知見が分かれているときは厳しめに対応しても悪いことはないわけですね。というか、むしろそのほうがよいというのは環境対策の原則であると、予防原則であるということを意見として申し上げて、終わりたいと思います。

○中山委員長　ほかにこのページ。

○久保委員　私自身も、その学務課関係経費のところで質疑させていただきます。

委託料の中に児童健康診断委託料がございます。この点は小学校の４年生の希望者に、生活習慣病の予防健診をされているというところだと思います。中学生も中学生でされていますので、中学生に関しては、そのときまた質疑させていただきたいと思います。

今回、小学４年生対象の健診の、令和６年度の事務報告書490ページには月別の希望者の方々の人数等掲載をいただいていて、合計で1,018人と記載されています。

この生活習慣病に関しましての、いろいろな大切な利点というか、メリット、また、保護者含め、希望者の方への対応の状況と健診のやり方も含めて、ちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。

あと、すみません。令和７年の少しまとまっているものがあれば、それも教えてください。

○村上学務課長　こちらにつきましては、委員より御紹介いただきましたとおり、小学校につきましては小学４年生を対象として行っている検査でありまして、こちらは市内の医師会の指定医院に行きまして、血液検査等の中で血中脂質等の検査を行っていただくものとなっております。

現状、令和７年の実施状況としましては、現時点で昨年の受診者数と同数以上の方に受診していただいております。こちらにつきましては、今年度より、肥満度に基づきまして、定期健康診断における肥満度が一定の割合の方々に、学校医、もしくは、かかりつけ医に対する受診をするようにということで勧奨させていただいた効果が一定出たものだというふうに評価しています。

○久保委員　勧奨していただいているというふうに、今、確認をいたしました。食生活の部分で、子どもたち、児童の皆さんの状況、いろいろと御家庭の中で状況はいろいろあると思います。勧奨をするというところはすごく大切なところでもあり、大きな生活習慣病の未然のきっかけになろうかと思っておりますので、今後ともしっかりと進めていただけますよう、お願いをしたいと思います。

○中山委員長　ほかにこのページ。

○小坂委員　小学校の給食に要する経費について、お伺いしたいと思います。

栄養士の方なんですけれども、月額会計年度任用職員の人数が出ているほうの資料を見ますと、１名からゼロ名になっていました。過日の総務委員会で、正規の職員を増やしていくというようなことはお聞きしていますけれども、中学校給食の提供方式の変更に伴うというようなことかなと思ったんですけれども、こちらの小学校給食の栄養士の方は正規職員にするという考えでよろしいのでしょうか。

○村上学務課長　こちらにつきましては、委員おっしゃっていただきましたとおり、現在、月額会計年度任用職員の栄養士として配置しているところについては、正規職員の栄養士として置き換えるというもの

になります。

○中山委員長　ほかに質疑はございますか。

○森田副委員長　中山委員。

○中山委員　小学校給食に要する経費のところで、学校給食無償化のことについて、ちょっとお聞きをしたいと思います。

確認ですが、現状、この学校給食無償化の対象になっているのは、東京都の要綱で、学校給食法に定める給食を食べている児童となっていますので、不登校で食べていない子どもというのは、この補助の対象外になっているという理解だったと思うんですけど、まず、そこを確認させてください。

○村上学務課長　こちら、市の制度としましては、これまで答弁差し上げてきたとおり、東京都の学校給食費負担軽減事業に基づくものとなりますので、不登校の児童については、現在、対象外としているところでございます。

○中山委員　東京都の補助の対象外にもなっているわけですね。

○村上学務課長　こちら東京都の補助という意味では対象外となります。

○中山委員　そうですね。

今度、新年度、国がこの学校給食無償化というものを踏み出す中で、今度は在籍校、在籍児童、まずは小学校ですね。国が取り組むのは小学校ですけども、対象者は在籍児童になるんですね。在籍児童となると、不登校の子どもも在籍しているわけで、今度は国からの補助。国から、要は東京都を通じて来るわけなんですけども、小学校でいえば不登校の子も対象になって、補助金としては国分寺市に補助されるという理解でよろしいでしょうか。

○村上学務課長　こちらの国の補助につきましては、委員がおっしゃっていただきましたとおり、5月1日現在の在籍児童・生徒数となります。

ただ、不登校の方に対する補助を行うに当たっては、自治体における制度化が必要だということで示されているところでございますので、東京都におきましては、当面、国の補助を超える補助については、引き続き対象外というふうな認識でございます。

○中山委員　すみません。最後の部分が理解できなかったもので、もう一回お願いします。

○村上学務課長　失礼しました。国からは、小学校につきましては月額5,200円という形での補助を行うというふうな形で示されているところですが、実態として、東京都内の小学校における給食費は5,200円以上のお支払いをさせていただいているところとなります。したがって、その上回る部分につきましては東京都、それから残り8分の1につきましては市の一般財源としての持ち出しとなるところでございますが、そちらにかかる部分については対象とならないというふうな整理でございます。

○中山委員　私としては、そういう質疑でなくて、今度、在籍児童が対象者数になるわけですから、不登校で給食を食べていないという児童についても補助の対象人数に含まれるのではないかということをお聞きしています。

○村上学務課長　こちら請求の段階におきましては確かに在籍数となるんですけども、最終的には登校等をしていなかった児童については除算するということになっておりますので、無条件で出されるというものではございません。

○中山委員　いや、違うんじゃないですかね、その部分。除算する部分のQ&Aもたしかにありましたけど、それは不登校ではないというふうに私は理解をしています。ただ、これあれですね。まだ。国が仮

で、この市町村への給付の要綱でしたっけ、つくって、今後、東京都が決めるわけですね。うなずかれていますので。それがどうなるかというのが分かってこないと、実際どうなるかというのは分からないという状況にあるのは理解をしていますけども、なので、東京都から示された段階で、また詳しく質疑させていただきたいと思いますが、現段階としては、私は不登校の児童数も含めて補助の対象にはなるというふうに思っています。

私が今見ているのは、三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応についてということで、文部科学省、総務省、財務省が去年12月19日に出した文書の中で、自治体に補助する予算として実施だと、食材費相当額（給食実施校の在籍児童数に支援の基準額を乗じた額）、これが5,200円ですね。それを掛けた額を対象として支援すると。これは国が東京都に支援するわけですね。その後、東京都が市に支援するかどうかというのは、まだ分からないというところだと思うんですね。先ほどの答弁を解釈すると。こういう状況にあるとは分かりました。

今後、これがはっきりした段階で、また求めたいと思いますが、先ほど言ったように、私としては、不登校の子も含めて、この補助の対象になっていくのではないかなというふうに思っております。

○中山委員長　　よろしいですか。300、301ページ、よろしいですね。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　　続きまして、302、303ページ。

○松岡委員　　よろしくお願いします。小学校の施設整備に要する経費のところでは伺います。

大規模改造等工事というところで挙げられていますが、こちらは、国分寺市公共施設個別施設計画であったり、国分寺市学校施設長寿命化計画に基づいて、続いて実施していただいていると思いますけれども、長寿命化計画の中の基本方針に、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた修繕というのが載せられていて、バリアフリー化についても記載があると思います。

令和7年第3回定例会の高野議員の一般質問にて資料も出ていたところだったんですけど、今後、増築などをされる際のエレベーターの導入について、考え方をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○廣瀬教育総務課長　　これまで小学校の35人学級に伴って、何校か増築をしましてまいりました。その際には、第七小、第三小、第十小ですかね。そこについて、機を捉えて設計をして、その中でエレベーターも設置してきているということでございます。

○松岡委員　　つまり、今後も増築される際には導入していくというところでよろしいでしょうか。

○廣瀬教育総務課長　　例えばですけども、平屋の1階建てのとかという場合は、また、ちょっとそれはあれですが、一定規模以上の増築については、そこをしっかりと視野に入れて対応していきたいということで考えてございます。

○松岡委員　　そうなんですね。ありがとうございます。ぜひ、その検討を続けていただきますよう、よろしくお願いいたします。

この質疑をしたきっかけは、エレベーターがない学校で、けがをした児童・生徒がいらっしやって、それをきっかけに学校に行けなくなってしまった。行きたかったんだけど、行けなくなってしまった。なかなか介助していただけたりとかはできなかったそうで、そういったことがあったということでした。今後、学校へ行きたくないということもそうですし、障害があつたり、医療的ケア児が増えていくことも想定されるので、ぜひ、こちらをお願いしたいと思って、質疑させていただきました。よろしくお願いいたします。

す。

○中山委員長　ほかに質疑はございますか。

○木島委員　同じく、小学校の施設整備に要する経費の確認なんですけど、一番下のフェンス等設置工事とあるんですけれども、資料第5号の政策的経費の内容の、番号でいうと21番になるんですけれども、ここに第三小学校の35人学級実施に伴う増築で狭小化した校庭面積の拡大を図るためのプールの撤去工事によって、新たに必要となった防球ネットの設置工事を行うとあるんですけど、この理解でよろしいんでしょうか。ここに含まれているのかどうか、確認をさせてください。

○廣瀬教育総務課長　委員おっしゃるとおりでございます。

○木島委員　分かりました。

この第三小学校については、まさに増築ということで、昨年、厚生文教委員会でも、委員のメンバーで、この増築の部分などの視察もさせていただきましたけれども、その上で、第三小学校の課題であった、校庭の部分の、逆に狭小化の課題というか、このプールの撤去工事も行われたということなんですけれども、この状況で、いわゆる校庭が狭いことによって、例えば、運動会とかで、制約というか、なかなか全児童、また、来ていただく保護者の方の入場に一定の制約が出たりとか、少し様々な課題もあったと思うんですけど、現状どのように改善されてきているのか、この辺りの状況について確認をさせていただきたいと思っています。

○廣瀬教育総務課長　確かに委員のおっしゃるとおり、第三小増築工事をずっと継続して行ってきたときは、高学年と中学年でしたかね、分けるなどの工夫をして、運動会等を開催していたということは伺っております。

ただ、令和7年度に屋外プールを撤去いたしましたので、そこについては、撤去後に、学校とも調整をして、全校で運動会を実施するということは伺っておりますので、ここできれいになりましたので、次年度からは、そこのところは、よりスペースを有効に生かして、いい運動会が開かれるのかなというふうに考えてございます。

○木島委員　分かりました。

この新年度予定されている防球ネットの設置工事を行ったとしても、その部分のスペースというのは十分確保できれば一番よろしいかと思うので、その辺りについて、どうなんですかね。大丈夫というか、改善してもらっている状況が何とか継続できるように、これは今、要望はさせていただきたいと思っています。

その上で、本来の目的であるこの35人学級への段階的な整備ということで、当市においては、一定の落ち着いた部分というか、もうここできているのかなと思うんですけども、改めてこの35人学級への対応状況が整ったと認識していますけども、教育的な効果も含めて、どのように評価をされているのか、現状について、簡潔で構わないので、見解を伺っておきたいと思っています。

○廣瀬教育総務課長　小学校の35人学級につきましては、法改正が数年前にあって、順次対応してきたということで、本市においても児童が増えていく中、しっかりと予算をつけて、増築棟等も建てながら対応してきているということでございます。

今後、中学校ということになります。ここは、今国会の中で法案が提案され、閣議決定されたようですので、その中で対応していくということでございまして、そこを見込みつつ、35人学級の対応については、着実に実施していきたいということでございます。

○木島委員　小学校については終わったという認識ですよね。中学校はこれからだという、課題について

は承知をしているところですけども、改めて、教育的な観点からの、小学校の整備の状況を踏まえた上で
の状況、今、分かる範囲で構わないので、見解を求めておきたいというふうに思います。

○關学校教育担当課長　これまで40人学級ということで、一斉授業を行うケースがございましたが、35人
学級ということで、5人というところの差は、見方はございますが、担任、また指導する教科による教員
が個別指導をする観点からは、やはり効果があると捉えております。より子どもたちを丁寧に見取るとい
うことでは、教員にとって指導がしやすい状況に至っていると考えられます。

○木島委員　これで終わります。改めて、様々対応等も大変だったかと思いますが、この対応、引
き続き、今後、中学校ということもあります。また、先ほど前段で触れさせていただいた校庭の狭い部分
の対応なども、丁寧に御対応いただいていることに感謝申し上げます。子どもたちが伸び伸びと、元気い
っぱいに学び、成長できる環境整備、これからも丁寧に進めていっていただきたいと求めて終わりたいと
思います。

○高瀬委員　同じく、小学校の施設整備に要する経費のところで伺いたいと思います。

私からは第六小について伺いたいと思います。

今回の予算の中でも、第六小学校の校舎増築工事に伴う設計の委託事業として、令和9年度までで
4,897万9,000円が計上されました。この第六小学校の校舎の増築については、昨年の12月の第4回定例会
でも一般質問をさせていただいたところです。そのときの御答弁としては、次年度に増築校舎建築の要否、
つまり必要かどうかということだと思いますけれども、について検討を進めていきたいというものでした。
そして、今定例会で厚生文教委員会に方向性が示されたところですので、簡単に何点かだけ伺いたい
と思います。

この前提として、学校ですので、子どもたちの学びの環境が、まず保障されることが何より重要だと思
っていますので、家庭科室をはじめ、必要な教室数を確保するということが重要だというふうに受け止め
ております。

一方で、今日確認したいのは、プールを解体した、その跡地のところに校舎を建設することになると思
いますけれども、校庭への影響であったり、また、増築棟の建設に併せて、また、校庭等への関連する施
設も整備を併せて行っていくというようなことが示されております。この点について、まず御説明いた
だきたいと思います。

○廣瀬教育総務課長　こちらにつきましては、過日の厚生文教委員会のほうで御報告をさせていただき
ました。ここで予算を提案させていただいているんですけども、次年度に設計の予算を委託料として積んで
おりますので、その中で詳細に考えていくということではございますが、ただ、一定の今後の将来を見据
えつつ、必要な量の教室は確保していかなければいけないというところがございます。

また、さらには校庭のところは当然工事車両が入りますので、そこで掘れてしまったとかいうところ
については、併せて整備をしていきたいということで考えております。

○高瀬委員　これから設計なので、理解をするところではありますが、校庭のところについては、工事車両
が入ったりして、傷んだところを補修するのが、今回この資料に示されている内容ということでよろしい
のでしょうか。

○廣瀬教育総務課長　まさにそこは次年度の設計の中で、どのような対応を図っていくかというところ
を細かく決めるものですから、現段階では、大変恐縮なんですけども、細かいところは申し上げられま
せんが、とにかく使いやすく安全な校庭にしていくということでございます。

○高瀬委員　また具体になったときには、ぜひ御報告いただきたいなと思います。

それで、非常にやっぱり気になるのは、2階建てを建てるということなんですけれども、西側には住宅が建ち並んでいますので、民間の開発事業があるときもそうなんですけれども、日照の問題とか、様々な問題になることがありますけれども、できるだけ近隣の方々の暮らしへも、環境に配慮したような設計にしていきたいと思いますと思うんですが、その辺というのは、どのようなお考えでしょうか。

○廣瀬教育総務課長　その、配慮の部分ですけども、現在調整中ですが、本定例会が終了した後に、今月中に隣地の方々に対する説明会を計画しておりまして、そこでの御意見等も踏まえながら、この工事とセットで、歩道の拡幅等のそういった御意見が、昨年夏のときの説明会で挙がっておりまして、そこも踏まえて、一步踏み込んだ形で検討してみたいと思います。

○高瀬委員　歩道については、また後でお聞きしたいなと思っていたんですけども、校舎の設計をするに当たっては、御理解をぜひいただいていくような話をさせていただきたいと思いますけれども、それと併せて歩道の拡幅というのは御要望があったところなので、併せて、検討を進めていただきたいなというのが、今日お伺いしたかったことです。

ここの歩道は前にも一般質問のときに写真を見せていただきましたけれども、狭い車道で、抜け道にもなっているので、交通量が多いところです。なので、歩道をちょっと広げることで、児童だけではなく、児童もそうなんですけども、市民の方々の安全を確保していくということが必要だと思いますので、そこについては、予算が通った後には丁寧に御説明と御意見を伺っていただけるというような御答弁だったと思いますので、ぜひお願いしておきたいと思います。

もう一つお聞きしておきたいのが、今回、この校舎のつくりが鉄筋コンクリート造ということになっておりますので、公共施設のマネジメントの考え方からいっても、80年間は長寿命化をしながら使っていくということなのかなというふうに理解はしているところです。そうしますと、今、児童は、まだ増え続けているところですが、いずれ減少に向かうときがあると思います。そのようなときには、地域に開放する、市民の方に使いやすいような建物にしておいていただきたいなと思っています。

そういった意味から、先ほど松岡委員のほうで御答弁いただきましたけども、エレベーターはつけるということですね。つけなきゃいけないのでつける。ユニバーサルデザインの視点をしっかり取り入れていただきたいんですが、その辺については既に何かお考えがあるんでしょうか。

○廣瀬教育総務課長　当然、鉄筋コンクリートで建てるということであれば、中長期的な視点をしっかり持って、ほかの機能も入れていくという考え方は持っています。現時点で、どこをどういうふうにしていくかというところは、まだ設計前ですので細かくは申し上げられませんが、今、委員もおっしゃっていましたが、近隣の住民の方が将来的にお使いになる、そういう複合的な機能だとか、そういうものも、なるべく、一定、建てる規模というのは限定されますが、その中でも検討していきたいというふうに考えてございます。

○高瀬委員　お願いしておきたいと思います。

一義的には、やはり学校の施設ですので、今、児童が増えている中では、児童のことを優先に考えていくということはあると思っています。それでエレベーターだったりとか、あるいは医療的ケア児の子どもたちも、今、だんだん通学するようになっていきますので、そういった視点を持って、ユニバーサルデザインというのは必要と思っていますので、20年、30年の長期的な活用の方法も考えながら、設計のほうは進めていただきたいと思いますので、お願いをしておきたいと思います。

○高野委員　今のエレベーターの関連で、学校への設置状況について、今、第六小はエレベーター設置を設計に入れ込んでいただいているという確認をさせてもらったんですが、市のバリアフリー基本構想を見ると、第二中のほうが検討となっているんですが、この辺の検討状況を確認させください。

○廣瀬教育総務課長　中学校については、第四中についておりますけども、第二中についても、引き続き、可能性については検討していきたいというふうに思っております。具体的に、どこまでどうというところは現時点ではございません。

○高野委員　分かりました。ぜひ進めていただきたいなと考えております。

　あともう一点確認させてもらいたいののが、先ほど、増築のときはエレベーターを入れていくかというので、視野に入れていくというお答えだったんですが、これ、何か2階建て建物の増改築のときは、エレベーターをつける義務があるのかどうかということを念のため確認させてください。

○廣瀬教育総務課長　建築関連の法令に基づいて設置をしていくということでございます。関係法令に基づいて適切に対応してまいります。

○高野委員　義務化はされていないんですかね。

○廣瀬教育総務課長　そこについては、現在、設置をしていくということで、法令のほうに規定がございますので、そこに基いて対応していくということでございます。

○中山委員長　ほかに。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　では、ページを進めます。

304、305ページ。

○小坂委員　中学校の学校関係経費のところでお伺いをしたいと思います。小学校のところでもお伺いをした消耗品についてです。

　小学校では約300万円の減ということで、ペーパーレス等を見直した結果だというふうにお伺いをしました。ざっくり、10校ですので割りますと、30万円程度というふうになるのかなというふうに思いましたが、中学校を見ますと約430万円、1校当たり86万円減となります。DXを進めていただいて、様々見直しをされたのかなというふうには想像しますが、ペーパーレス以外に見直しされた点について、お伺いしたいと思います。

○廣瀬教育総務課長　学校で使っている消耗品は多岐にわたっておりますので、そこについては、学校のほうに予算編成方針をきちんとお伝えをして、学校の中で、そのところは提出していただいて、精査をしてという流れになってございます。具体的に細かくどこをどうというのはなかなか申し上げられないところではありますが、代表的な削減項目としては、昨日、御答弁差し上げたように、トナー等の印刷部分の消耗品については、事務局費のほうに移したということで上げさせていただいたところでございます。

○小坂委員　様々あるということです。

　DXの推進をしていただいて、業務の削減、コストカットを進めていただけたらと思いますけれども、学校の声も聞きつつ、変化の経過を見つつ、今後、必要なものは、しっかりと予算配分を今後も続けていただきたいと思います。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　306、307ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 308、309ページ。

○小坂委員 中学校の特別支援学級運営に要する経費について、お伺いしたいと思います。

学務課関係経費です。こちらの生徒就学奨励費、令和6年度の事務報告書では33名となっていました。

今回、260万円増額いただいていますけれども、積算根拠、人数の見込みについてお伺いします。

○村上学務課長 こちらにつきましては、それぞれ費目ごとのところで異なってくるものでありますので、代表的なところでいきますと、例えば、移動教室に係る経費のところにつきましては、昨年度よりも6名増でありましたりとか、通学費等につきまして14名の増といったところが含まれているものでございます。

○小坂委員 小学校だけではなく、特別支援学級、中学校でも増えて、本市において、ここ数年、かなり増えてきているような現状がありますので、教育のほうでしっかり受け止めていただけたらと思います。現在ある所得制限についてお伺いをいたします。

○村上学務課長 こちら、認定に当たっての基準でございますが、平成24年の生活保護基準の2.5倍以下という形で設定させていただいているところでございます。

○小坂委員 一定、こちらに関しては所得制限が現在もあるというようなことです。

東京都の動向ですとか、市の今後の考え方、現状で、この所得制限、特別支援学級の部分でありましたら、お伺いしたいと思います。

○村上学務課長 こちら、東京都の見直しといったところについては、特段把握しているところではございませんが、ただ近隣市、26市の状況と比べて当市が厳し過ぎるということはなく、転入なさってきた方で認定されなかったという事例はございません。引き続き、そういった動向については注視してまいりたいと考えております。

○中山委員長 ほかにこのページ、質疑ある方。

○久保委員 すみません。先ほど小学生の健康診断の件でも確認をいたしました。309ページの先ほどと同じ学務課関係経費の中の中学生の健康診断と、次のページにまたがってしまいますが、健康診断の委託料の部分で、これも生活習慣病の予防の健診というところでお聞きをしています。

1年生から3年生までというところで、この点については詳しく、可能であれば教えていただけたらと思います。

まず、今年度の人数がどれぐらいに至っているのかというところと、あと、健診を受けられた後の保護者や、また、本人も含め、こういった形で、その後どうしているのか、もし分かる範囲があれば、お願いいたします。

○村上学務課長 こちらにつきましては、小学校と同じく、将来的な生活習慣病を未然に防ぐことを目的としている健診でございまして、市の自主的な健診でございます。

今年度の実施状況といたしましては、1月末までの受診者が昨年度と同数、54名になっているところでございます。こちら、小学校と同様に、今年度に関しては、肥満度に基づく勧奨を行っているというところでございます。

2点目の流れですね。実際、受診された後も、何かしらのその後のケアが必要となった方につきましては、学校を通じて、また御本人にも、保護者と生徒本人が受診先に対して再度受診をして、今後の対応方針を決めているというところになります。その中で、具体的なプログラムについて、こういった、もちろん個々の対応が必要となってきますので、かかりつけの医師や学校医との相談の中で対応されているとい

うふうに聞いているところでございます。

○久保委員 今後も折を見てしっかりと予防の健診という形を、医療予防の観点から進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 310、311ページ。

○皆川委員 子どもの自殺対策について、2点お聞きしたいんですけども、まず一つは子どもの自殺対策についてです。

健康推進、衛生費のほうでも自殺対策について発言しております。現在、子どもたちにはタブレットが貸与されているわけなんですけど、以前も一般質問で提案していますが、タブレットに「かくれてしまえばいいのです」という、本人がアバターとなって、ちょっと現実とは離れるというようなところで心の回復を目指すというようなツールがありますが、そのようなものは端末に入っているのかどうか、まずはお聞かせいただければと思います。

○關学校教育担当課長 今、委員がお話いただいた内容に関して、今現在、導入はされてございません。

○皆川委員 今後、またそのタブレットの更新等、様々対応なされるというようなタイミングもあるようですので、ぜひ、研究していただいて、他市の事例という意味では、東村山市も導入したということもお聞きしますし、全国的には、宮崎県都城市というところでは、市内全部の学校にそのようなアイコンを入れて、リンクできるようにしているというものがございます。本当に、しんどい気持ちを外に出すということですね。都城市では3分くらいの動画が流れておりました。そのようないろんな手だてを使って、自殺対策を要望したいと思います。

2万1,837人というのが令和5年の日本の中での自殺者なんですけど、その中でも、子ども、小・中学生、高校生も含めて530人、毎週、本当に10人ぐらい亡くなるという状況は本当に異様だと私は思っております。そのようなところで、これが一つの、もちろん、これで解決ということではありませんが、一つの逃げ場ということで、一つの取組として求めておきたいと思います。

これが1点目の質疑で、もう一点なんですけれども、教員の服務に関して簡単にお聞きします。

東京都では、令和7年の11月に教職員の服務に関するガイドラインというものが改定されております。要するに、現在、東京都の職員でありますけど、国分寺市においても、いろいろな研修をなさっていると思いますので、こちらの服務の研修に関して、今どのようになっているのか、その点お聞かせいただければと思います。

○馬場学校指導課長 こちら、今、服務の研修の件の御質疑ということで、各学校において、学期に1回は最低やっているというようなところ、また折を見て、1か月に1回程度、校長や副校長のほうから、様々、こちらのガイドラインが出ていますので、そちらに基づいて、たくさんの事例がありますので、それを1度に全部ということはできませんので、それを分けて、計画的に実施をしているというような状況でございます。

○皆川委員 このガイドラインに関しましては、当然ながら、文部科学省のほうでも、このような、要するに、学校において、性暴力事件が頻発しているというようなことで、児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について（通知）というのを各教育委員会に発しています。それを受けてというか、東京都は東京都として、独自にガイドラインは改定しながらやっているということなんだと思

います。

これを見ますと、18項目、ハラスメントの問題、不適切な接触をしない、でしたり、あと窃盗の問題、本当に、いろんな事例があつて、これだけ多くの事例が、教職員の方なんですけども、あつたんだなという事で、本当に志高く教職員をやっている方もいる中で、非常に残念ではしょうがありません。なおさら、今、教職員の人手不足と言われている中で、学校というか教員の信頼にも関わりますし、その方の問題かもしれないですが、社会の問題かもしれませんが、そういう意味では研修というのは大事だろうと思いますので、その点、令和8年度もしっかり取り組んでいただきたいという、そういう思いで質疑させていただきました。

先ほどのタブレットに関してと、こちらに関して、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいということ、最後に申し上げまして、一言、教育長よりいただけないでしょうか。

○古屋教育長 貴重な御意見いただきまして、ありがとうございます。

自殺の問題も非常に社会的な問題となっている状況でございますので、このような「かくれてしまえばいいのです」というような、アイコンも活用しながら取り組んでいけたらなというふうに思っております。

また、教員の服務については、研修を十分にしていかなくはないという認識でありますので、もちろん校長を中心ということでございますが、都のこのガイドラインも活用しながら、計画的にしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○鳥居委員 よろしく願いいたします。私から、中学校の給食に要する経費についてお伺いいたします。

こちらは代表質問でも取り上げましたので、総論はそちらでということで、ここでは予算額についてお聞きしたいと思います。

中学校給食業務委託料ということで、年約5億円の予算額で5年間の業務委託の契約だとお聞きしております。こちらの内訳について、少し簡単に御説明をお願いいたします。

例えば食材ですとか、食缶だとか、あと配送の経費なども含まれているということですか。

○村上学務課長 こちらにつきましては、総価契約という形になっておりますので、そういったような契約金額の中での内訳といったものはございません。

○鳥居委員 細かく内訳というのは出ていない。全体として運営をする委託ということですかね。分かりました。

食材ですとか食缶、あと配送で各教室まで運んでいただいて、給食がスムーズに進むようにというところまで、人件費なども入っているというところ、お聞きしております。

この保温食缶方式にすることで、今までの給食の提供方式と、今回始まる給食の提供方式での差額は大体どのぐらいになると試算していますでしょうか。

○村上学務課長 こちら、今回の提供方式の変更に伴いまして、この中学校給食の事務事業の中、全体的な見直しを図っておりますので、まず、全体というところでお話しさせていただきますと、こちら、当初予算の比較と申し上げますと2億3,664万1,000円の増というふうになっておりまして、一般財源としては、2億99万2,000円の増という形で見込んでいるところでございます。

○鳥居委員 約2億3,600万円ということで、委託の内容が、また全然違いますので、単純な比較というところではできないかと思うのですが、こういった数字が出ていることを確認させていただきました。

何十億円。もし給食センターとかを自前で持つとすると、本当に何十億円の建設費用がかかるもので、近隣自治体を見ても、60億円とか100億円を超えてくるような建設費が上がっておりますので、単純には

言えないのですが、民間の給食センターを持つ、持てたというような感覚でもあり、そういう感覚があります。

今回の委託業者ですが、調理業務の実績について教えてください。

○村上学務課長　こちらは、プロポーザルに当たりまして事業者から示されたものとしましては、26市における中学校の給食の受託のほか、小学校あるいは国立大学附属小学校等の受託もしているということで伺っているところでございます。

○鳥居委員　しっかりとした実績があるというところを確認できました。

この中で、今までの実績の中で、他市において業務委託で行っていたところが、自前の給食センターをつくったという経緯があるところもあるとお聞きしているんですが、そちらの状況についてお聞きしたいと思います。

○村上学務課長　委員のおっしゃっていただきましたとおり、これまでの受託の実績がある市の中では、それまでのセンターの建て替えであったりだとか、あるいは自校式給食の給食センターの建て替え中の分を受託していたというようなケースがあるというふうに把握しているところでございます。

○鳥居委員　今後、スタートしてから検証も行っていくということで、こういった政策的な判断で、他市が政策的判断をしていったのかということも、検証とかの中には少し入れていただきたいなというところを思っております。

ただ、私が言いたいのは、本当に今、物価高騰、建設費の高騰などもありますので、民間の業者に委託をすることで、すごくスムーズに、温かく、安全・安心な給食が提供できる保温食缶方式というのが始まるということで、本当に期待が持て、長年待ち望まれていた事業ですので、しっかりとスタートして、子どもたちのためになるというところでもあります。

最後にですが、アレルギー対応を今後していくということで、栄養士の配置についてお聞きしたいと思います。

○村上学務課長　委員に御紹介いただきましたとおり、来年度からの中学校給食におきましては、アレルギー対応食の提供を行うこととなります。それに伴いまして、中学校給食の事務局に、正規職員の栄養士を1名増員して、厚い体制で、きちんと安全・安心な給食が提供できるように努めてまいります。

○鳥居委員　アレルギー対応食のために、栄養士を配置いただき、手厚くしていただいたということ、しっかりと人員確保をしていただいているということを喜ばしく思います。本当に待ち望まれた事業でございますので、しっかりと進めていただきたいと思います。

○中山委員長　一定時間たちましたので、10分程度休憩したいと思います。

午前10時38分休憩

午前10時54分再開

○中山委員長　委員会を再開いたします。

○松岡委員　先ほどのところに関連いたしまして、中学校の給食に要する経費のところでお伺います。

まず、何点かあるんですけども、歳入のところからお伺いしたいと思います。歳入の個別説明票では154番になります。予算書は77ページです。給食提供方式変更に伴い、教職員等の給食材料費負担額を見直したことによる増額というふうにあります。先ほどの鳥居委員との質疑等のやり取りで、総価契約ということで、内訳については出ていないというところだったんですけども、こちらについて、考え方を教

えていただけますでしょうか。

○村上学務課長　こちら、先ほど鳥居議員の質疑の中で総価契約とお話をさせていただいたのですが、見積りの考え方を一部お話しさせていただきますと、こちら5年間の給食の食材料費の考え方につきましては、令和7年度ベースで5年間、一定上昇があるものと見込んだ上で、平均額を410円であれば賄えるというふうに考えているところでございます。

その上で、教職員の方々に御負担いただく額につきましては、そういった材料費410円と、牛乳代ということで、そちらの金額を踏まえて改定された額という形になります。

○松岡委員　ということは、物価高騰に伴うものが多く占めるということでしょうか。

○村上学務課長　はい。こちら物価高騰が続くということで考えているものですので、委員のお見込みのとおりでよろしいかと思えます。

○松岡委員　承知いたしました。

あわせて、今度は中学校給食のところの学校給食代替費補助金についてなんですけれど、こちらは令和7年度のところと比べますと約半額になっていて、喫食数の増加を見込んでいるというところは個別説明票にもありましたが、現在の補助額からの変更の有無など、そちらも教えていただきたいと思います。

○村上学務課長　こちら、予算上の減額につきましては記載のとおりであります。

ただ、給食費1食当たりの単価につきましては、先ほど教職員への負担額と同額の考え方で支給することを想定しているところでございます。

○松岡委員　分かりました。ということは、今、中学校給食の中学校の場合の補助が、給食及び牛乳、いずれも提供を受けることができない場合が415円となっているところが482円になるという理解でよろしいですか。

○村上学務課長　委員のおっしゃるとおりでございます。

○松岡委員　承知いたしました。

今までこの委託の内容などについて、大きく変わるというところで確認させていただきました。補助についても行っていただいていることを感謝しております。

先ほども議論になりましたけれど、学校に行けない、行かないという子どもたちが増えている中で、こちらへの対応も検討の中に入れていただけたらと思っていますところでは。

続きまして、この予算上にはないんですけれども、中学校給食の提供方式が変わることなんです。残渣について、今度、食缶で持ってこられたものを配膳して、皆さんに提供して、また残渣が出るかもしれないというところがあると思います。食缶にも残る可能性もあるのかなと思うんですけれども、この残渣の回収の方法などを教えていただきたいと思います。

○村上学務課長　こちらは現在想定しているシミュレーションというところでお話しさせていただきますが、給食時間終了後、そういった残渣につきましては、基本的には食缶のほうに戻していただくような形になりまして、今回の事業者が昼休みから5時間目の開始まで、あるいは学校によっては5時間目中かもしれませんが、回収させていただきまして、事業所のほうの工場で処理をするという形になります。

○松岡委員　分かりました。事業者が回収していただけるということで、回収した後は、どのように処理されていくのかなというふうに思うところでは。

小学校給食ですと自校方式ということで、各学校でたい肥化をされていると思いますけれども、こういったことについては、どのようにされていくのか、教えていただきたいと思います。

○村上学務課長　そういった処理につきましても適正に行うことということで、仕様書に定めているところではありますが、事業者としましては、リサイクルしたものにつきましても、そういったたい肥化を行った上で、農家等へ循環するような仕組みを持っているということで報告を受けているところでございます。

○松岡委員　承知しました。事業者のほうでも、今、そういったノウハウがあって行われている、ほかの事業で行われているのかなというふうに思いました。

こういったこと、給食、そのものが教育の一環であるというところは、今までも御答弁もされていると思いますので、ぜひ、環境教育の一環としても伝えていっていただきたいなと思います。

○星委員　中学校の給食に要する経費で伺います。

親としても本当に非常にうれしい、今回、温かい給食がですね。自分の子どもにも言いましたけど、4月から温かくなるよと、食べ盛り、育ち盛りの子どものにとって、本当にうれしい市の取組であるというふうに思っております。

それで、すみません。大変恐縮なんですけど、大ざっぱな質疑で申し訳ないですが、先ほど鳥居委員のほうで、委託費の変化、温かい給食になることと今の変化では、委託費用としては、2億3,000万円ぐらい上がっていくということでありましたが、そういう答弁があったのに、こういうのを聞くのもあれなんですけど、温かい給食のほうが高くなるようなイメージはあるんですけども、その辺の委託料の変化について、物価上昇分とかを除いて、その辺のお考えをお願いします。

○村上学務課長　考え方としては、温かい給食になるということで、食材料費が高くなるかと言われると、そのようなことはないというふうに考えていますが、ただ、事業実施全体というところでは、先ほど来ありましたとおり、給食の配膳に係るところですとか、配送に係る車、あるいは食缶の準備とか、そういったようなところにかかってくる費用については当然上がってくるものでございます。

○星委員　食缶代は委託料に含まれているけれども、そういう配送等が必要になり、冷やすこともするとすると給食料は高くなる、そういうイメージということですね。

あと配膳の状況と、食缶になると、これは市が買うわけではなく、委託業者の持ち物ですね、食缶方式の食缶。その辺、ごめんなさい。もうちょっと、もし分かれば、この2点お願いいたします。

○村上学務課長　まず配膳の関係であります。現在、市では11名の時間額会計年度任用職員を任用した上で、各学校に配置をし、配膳していますが、これはあくまでもクラスごとのランチボックス、お弁当の仕分、あるいは牛乳の分けということをやっているというところになりますけれども、来年度の新しい食缶の給食におきましては、そういったものを各教室前の配膳台まで運ぶというところまでが委託内容というふうになっているところで変更があるところでございます。

また2点目が、食缶等ですが、こちらにつきましては事業者で用意していただくものとなりますので、どちらのものかという話になると、事業者のものになります。

○星委員　分かりました。そうすると、そういう部分では、温かい給食のほうが高くなるとは言えない。そういうことじゃなくて、今はちょっと違いを言われただけで、高くなるということはない。いや、別に高くなることを問題にしているわけじゃないんですよ。なりますか。

事業費というのは、いろいろなものを含めると、結局、今御説明があったように、費用が2億円上がりますよということで、委託費用だけはあれだけど、全体的に温かい給食を提供するには比較して2億円上がるんだと、そういう説明だったんですね。お金のことは分かりました。

あとすみません、学校のほうから、もちろん、お便りで保護者も生徒も知っていくわけですが、そのと

きに、お便りの一つに、給食着は各家庭で用意してくださいということで、白衣はエプロンでもいいよと、帽子とマスクと、あと、袋と、あとは、ちょっと落ちないように、ワッペンとかつけないでねというものです。給食着、要するに給食当番が着るやつという理解でいいのかということが一つと、小学校は小学校から借りているというか、今回、どうして、この部分は各家庭での準備となったのか、その辺の理由を含めてお願いいたします。

○村上学務課長　まず、給食着につきましては、当然、給食当番の方が着用していただくものとなりますので、配膳、配食等を行うに当たっては、そういった給食着をつけた上で行っていただくことを学校で指導していただくところとなります。

2点目のなぜ貸与式ではなくなったのかというところでお話をいただいたところですが、こちら、現在、小学校につきましても、給食着を持参いただくことも可能ということで通知をさせていただいている経過がございます。そういったような小学校での経過を踏まえた上で、中学校もここで新たに始めるに当たりましては、持参をしても可ということで、整理をさせていただいたところです。

ただ、もちろん忘れてしまうというようなケースもあろうかと思いますので、そういったときのために、予備となる給食着については御用意させていただくことを予定しているところでございます。

○星委員　例えば、小学校の場合は、ちょっとほかの小学校は分らないですけど、基本的には学校から借りているのを毎週持って帰ってきて洗っていますけど、でも中学校の場合、基本は持って行って、忘れたら貸す。ちょっと小学校とまた違いますよね。

そっちの問題。それを。言えない。言えないんだ。

○中山委員長　星委員、今、質疑されましたか。

○星委員　その辺りの理由を教えてください。もし御説明があればお願いします。

○村上学務課長　先ほど申し上げましたとおり、小学校で給食着の持参をということで、こちらから通知をさせていただいた経過につきましては、そういったような各家庭での御持参等の意向が強まっているところを踏まえての対応となりますので、中学校で、まずは、実施するという形で行わせていただいたものでございます。

○星委員　お便りだけだとなかなか分らなかったもので、そういう理由も含めて問合せがありましたら、丁寧の説明をお願いできればというふうに思います。

最後なんですけど、今回、大きく前進した中学校給食だというふうに思っております。今後、保護者の皆さんからも市民の皆さんからも様々な、本当に様々な御要望ありますけども、今後の学校給食の展開として、どのようなことを現状考え、また視野に入れているのか、教育長と市長から、それぞれお聞きできればというふうに思います。

○古屋教育長　今回、市長の御英断によりまして、温かい給食へ、温かいだけではなくて、より一層おいしい、そして安全にということを心がけて実施してまいりたいというふうに思っております。

4月からスタートでございますので、まずはそれが安定的に実施できるようにということをやっていきたいと思いますし、その安定的な実施が認められた中で、様々な検討というか、検証を行っていくということになるかと思いますが、それには一定程度の時間が必要であると。その後の持続可能なという部分については、しばらくその状況を見極めながら判断していきたいというふうに考えております。

○丸山市長　少しこれまでのところもまとめた上で、お話をさせていただきますと、公約に掲げて、実現に向けて取り組んできたところであります。

結果として、教育長はじめ、教育委員会の皆様であり、また学校関係者、さらには事業者を含めて、大変スピーディーかつ充実した御議論もいただいて、御検討もいただいた結果として、このタイミングで保温食缶方式の導入ができたということでありまして、改めて私自身も、この関係各位には本当に感謝の気持ちを持って、しっかりと進めていかなければと思っております。

今後の展開についてですが、今、教育長からも話があったように、まずはしっかりこれを軌道に乗せるということでありまして。導入1年目においては、安全・安心で、皆様に満足していただけるものを、いかに提供していくかというところでありまして、また、それ以降の部分においては、では、それが本当に、これからも、今後も持続可能であるのか、合理性というものがどうなのかといった、その中身の検証を行います。

先ほど、鳥居委員からお話があった部分で、私の考え方、解釈としては、お話にもありましたが、今回、事業者に委託をしてお願いするということでありまして、言うなれば、給食センターを、民間側の給食センターを持つという考え方でありまして、自前で持つのか民間のほうにお願いするのかという主体の違いは当然ありますが、その差異というものがどういうものであるのか。あるいは、小学校でやっているような自校式というもの、そういったものはどうであるのかといったところは、後年度のところで、これも掲げていますが、しっかりと検証、また、御意見というものも募らなければいけない。

ただ、今回の保温食缶方式に切り替えたことでもお分りのとおり、財源的にも決して小さくない、大変大きな金額であります。さらに今後の物価の高騰ということを考えて、センターの建設ということも考えていくと、果たしてどれが責任を持って提供できるのかというところは、これは一定、慎重に考えていかなければいけない部分だと思います。

私としては、今のこの保温食缶方式で、先日も試食をさせていただいて、かつ事業者ともお話をさせていただいて、大変熱意を持って取り組んでいただけているということでありまして、大きな期待をして、かつ満足度も一定以上のものには高まると、このように考えていますが、その上で意見収集というものもしっかり行っていきたいなと、それは今後のところで考えています。

最後に申し上げたいこととしては、これまでも中学校給食については、様々な方の御努力でここまで進んでまいりました。弁当併用の外注方式、これについても、ほかの場所でもお話をしていますが、私が第一中学校に通っていた時代の中には弁当自体がありませんでした。そこから保護者の方であったり、また学校関係者、そういったところも協力があって、弁当の併用の外注方式というものが始まって、その中においても不断の改善というものを行っていただいて、まず、この点において、これまでの取組に大変感謝をするとともに、今回のこの変更というものは、その改善であると、このように考えています。

これからも、よりよい環境構築というものには、市長としても、教育ともしっかりと相談をさせていただき、また教育関係の御協力をいただきながら、一步一步進めていきたいと思っておりますが、こういった点をしっかりと踏まえて、子どもたちには、これまでの取組に感謝をして、やはり何事も当たり前ということはありませんので、食を頂くということ、そして周りの環境というものに、しっかり感謝の念を持ってもらう、このことが私は一番の教育ではないかなと思っておりますので、内容の充実と、こういった、みんなの努力というものを知る、そういった価値というものをしっかりと伝えられるように、これからも取り組んでいきたいと思っております。

○小坂委員 関連で、最後に、簡単にお伺いしたいと思います。

今、教育長と市長から熱い御答弁いただき、もう本当に大きな一歩を踏み出していただいたなと思って

おります。

子ども向けの試食会が先月行われました。小学校6年生から中学2年生まで、希望者とあと一部コミュニティ・スクールの方にも御試食いただいたようです。そちらの試食会の様子ですとか、出された意見などについて、こちらで共有いただけたらと思います。

○村上学務課長 委員に御紹介いただきましたとおり、先月、2月21日に、子ども、またそれから中学生と小学校6年生を対象としたものと、それからコミュニティ・スクールのメンバーの方をお呼びした上で試食会を実施いたしました。

試食会におきましては、子どもたちからは大変好評であると。これでもう小学校の給食と変わらない、学校に行くのが楽しみになったといったような大変ポジティブな御意見があり、お代わりが続出したというのが、本当にもう何よりの証拠だというふうに思っているところでございます。

○はせば委員 すみません。関連で簡単に質疑させていただきます。

厚生文教委員会で確認していたら申し訳ないと思って聞くんですけども、地場産の野菜に関して、農家で学校給食にもっと使ってもらえばいいのというような御意見いただいたんですけど、だからといって、すぐにそれをどんどん反映してくださいと言うつもりは全くありません。そこには大変な労力をかけながら農家とやり取りをしているかと思うので。

ただし、今回、変わっていくという、業者も替わりますので、その辺の方針なり取組についてお聞かせください。

○村上学務課長 今回の給食の実施に当たって、仕様書上は地場野菜につきまして、重量ベースでの20%以上が望ましいということで一つ記載をさせていただいたところとなります。

事業者におきましては、JAむさしとも既に調整を図り、積極的な活用を進めていくということで聞いていますので、引き続き地場野菜を活用していきたいというふうに考えているところでございます。

○はせば委員 ありがとうございます。20%以上ということで、小学校よりも多くなる可能性もあるということで、本当にしっかり取り組んでくださる業者だと評価しています。どうぞよろしくお願いいたします。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 312、313ページ。

○だて委員 一番下の社会教育関係の一般事務に要する経費のところ、部活動の地域展開についてです。一定、前段で議論があったのは承知の上ですし、さきの厚生文教委員会のほうでも、この国分寺市立中学校部活動地域連携・地域展開推進計画のほうですね。議論があったという、資料のほう、確認はしているところです。一部重複するところがあったら恐縮なんですけど、質疑させていただきたいと思います。

令和8年度については、これまでの野球、吹奏楽に付け加えて、プラスで陸上、あとソフトテニス、バドミントンの5種目ということで地域展開のほうが進んでいくということであります。

バドミントンについては、国分寺市バドミントン協会のほうにやっていただくということで、恐らく市内で活動されるのかなというふうに思うんですが、残り2つの陸上とソフトテニスについては、どちらでやるのか伺いたいと思います。

○豊田社会教育課長 陸上、ソフトテニスにつきましては、本市と地域活性化包括連携協定を結んでおり

ます東京女子体育大学、こちらが、この部活動改革を進めるための地域連携、地域展開を進めていくための組織として一般社団法人を設立いたしまして、一般社団法人のTWCPEスポーツアカデミーという団体のほうで、この2種目については担っていただく、そういった形になっております。

○だて委員　ありがとうございます。さきの、もう、この3月ぐらいにやっている、第三中学校の保護者会で社会教育課の職員の方が来られて、その旨、御説明をいただいて、資料も配られて、こういったパンフレットを配っていただいているということでございます。

地域活性化包括連携協定を結んでいた学校法人藤村学園の東京女子体育大学で受けていただける方向性ということでありまして、ホームページを見ると、さすがに体育大学だけあって、設備については本当に充実、最高のレベルの設備なんだろうと思いますし、指導者についても、ホームページを見る限りは本当に経歴もすばらしい、実績のある指導者の方が教えてくださるというような方向性になっていると思いますので、本当に熱を入れて、さらに一步上を目指したいという思いのある子どものみならずですけども、子どもたちにとっては本当にいい環境が提供されるのかなというようには認識をしているところでございます。

今回の委託料については、その5種目になるということで大きく増えているんですが、この各5種目の委託料の種目ごとの内訳、昨年もちっと伺っているところではあるんですが、今年改めて、どういった内訳になるのか伺いたいと思います。

○豊田社会教育課長　来年度の各地域展開の種目それぞれの内訳の金額でございますが、まず野球につきましては265万円、吹奏楽・合唱こちらは1つ、同じ団体で担っていただいておりますが、292万8,000円、またバドミントン、こちらについては220万円、最後、今お話しいただきました陸上とソフトテニス、こちら2種目担っていただく形で501万9,000円になります。

○だて委員　大体均等と言ってはあれですけど、250万円前後で1種目をお願いしていくというようなイメージなのかなというふうに思っております。

これから本当に拡大もしていく中で、しっかり運営をしていただく意味でも、この費用という、予算というものもしっかり取ってやっていかななくてはならないというところがあるかと思っておりますので、そこは、しっかり考えていただきたいなというふうに思っています。

それで、先ほどおっしゃったとおり、TWCPEのほうで、これから2種目やっていただくということではあるんですが、ホームページを見る限り、会費の部分になりますけれども、包括連携協定を結んでいるのが5市あるということであるんですけども、そこはちょっと分かりませんが、基本、月会費は6,000円という設定がなされて、この辺はどういう形になっていくのか、説明をいただきたいと思います。

○豊田社会教育課長　このTWCPEの活動については、既に今年度、これは市が何か負担をしているというわけではございませんが、動きとしても活動は始まっているところで、その活動の中で今6,000円という会費がホームページ上でも出ているかと思えます。

ただ、来年度、今回この地域展開として、本市のほうでも一定の公費を支出した形で担っていただくという形になりますので、その会費につきましては、下げるという形での調整をしていただく形で予定しているところでございます。

○だて委員　分かりました。下げるということで、ゼロではないということなんですか。それでもね。一定程度は保護者の方に負担をしていただいた中でやっていただくということで、その金額については、協議中ということではあります。予算は、今、伺った501万円ですか。その2種目というところの中で、と

ということだと思いますので、人数に応じてとなるのか分かりませんが、できる限り負担が少ないほうが、それはもちろんいいかと思いますが、それは協議として、うまくやっていただきたいなというように思っているところです。

それで、あと送迎です。この東京女子体育大学、皆さん、この辺に住んでいらっしゃる方なので、場所は御存じかと思いますが、国立市、最寄り駅は西国立になるのかな。矢川とか西国立の辺りということで、国分寺市の西側の地域の方だったら、そこまで遠くないかなと思っているんですが、東エリアの方とかからすると、ちょっと距離があるかなと。そしてアクセス的にも、中央線からは少し遠く、南武線のほうが近いというようなところで、少しアクセス的にも、ちょっと中学生が1人で行くというのはなかなか難しいかなと思うんですが、その辺の移動の関係については、どういう検討になっているのでしょうか。

○豊田社会教育課長 この地域展開に関する、これはTWCP Eに限らずという形になるんですが、この学校の部活動とは異なって、生徒が自らその活動する場所に行っていただくということを基本的な形にしています。

ただ、その移動に対して、これはあてはまらないですけど、もし何か事故があったりとか、そういったことが起こったときの、いわゆる保険対応、そういった部分に関しては、それぞれ担っていただく地域クラブのほうで、きちんとその保険のほうは対応していただくという形で、安全確保という部分を対応しているというところでございます。

○だて委員 基本的には、自主性における中での土日の活動というようなことでありまして、今、移動についても保険には入っている中ではありますけど、市というよりも地域クラブのほうで対応していただくというような形。すなわち、あれですかね。移動の手法として、市としては、当然、親が送迎してもいいし、自分で電車やバスで行ってもいいし、例えば、行ける人は自転車で行ってもいいと。普通に土日の部活動だと、自転車での移動というのは、なかなか難しい部分があるかなと思うんですが、基本的には、そういう認識で、もう、その御家庭の事情に即した形の中で移動してくださいと、そういう認識でよろしいでしょうか。

○豊田社会教育課長 今、委員のおっしゃるとおりで、各御家庭の事情で移動の手段については、やっていただくという形でございます。

○だて委員 分かりました。今、一通り伺って、何となく概要がつかめてきました。

恐らく、来年度については、今、そういった2種目ということではあるんですが、そのほかにも、ダンスなんかも、このTWCP Eでやっていただいているということで、ダンス部が市内にあるか、ちょっとよく、全部は分かりませんが、今後も含めて展開が広がっていくのかなというように思ったりもしているところでございますので、その辺は、また追々という形で調整していただくのかなと思っています。

それで、やはり気になるところは、この間の厚生文教委員会の資料にも出ております、推進計画のところにも出ておりましたが、子どもの機会の公平性というか均等というところね。先ほど自主的な活動ということではおっしゃっているんですが、市としても、公金を支出しているところもありますし、しっかり、受けた子がしっかり受けられるという環境というのは、それはしっかり担保していただかなくちゃいけないと。

今、次期の学習指導要領の話でも、何かニュースになっていますけど、この展開の話については、学校との関わり合いというところで、いろんな御意見が出ているというような話もニュースに出ていたところではあります。経済的な問題だとか、先ほど言った移動の関係とか、そういったものも含めて、御家族の

関係なんかも含めて、受けたいけれども、なかなか制約があって受けられないというような子も必ず少なからずいらっしゃると思いますが、そういった子たちにも、できる限り、希望があれば受けていただけると、土日の活動に参加していただけるというような体制というのは、市としても、しっかり、これまで部活動、土日も市のほうで面倒を見ていた部分もあろうかと思うんですが、そこを、展開していくということであれば、そこは、しっかりと担保していただきたいなというように思います。資料にも、そういった旨が書いてありますので、同じ思ひかなというふうに思っているんですが、改めて、その部分について見解を伺いたいと思います。

○豊田社会教育課長 ありがとうございます。この地域展開に係る部分の中で、参加費、ここに関しては、いろいろとお声をいただく部分もございます。ただ、この事業を行っていくに当たっては、地域クラブとして、やはり指導者、また、そういった活動の環境というものを整備していくためには、一定の経費がかかってしまうというところになるので、そこについては利用者に一定の負担を求めるといことはやむを得ないのかなということでございます。ただ、今、委員おっしゃっていただいたとおり、経済的な事情で受けたくても受けられない、そういった状況は避けなければいけないと我々のほうも考えてございます。

今回の改定する推進計画、また国のほうでも同じような考え方を示しているところでございますので、そういった生徒が発生しないように、我々としても進めていきたいというふうに考えております。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。

○田中委員 成人の日の式典に要する経費のところでお聞きしたいんですけど。これまで、昨年までかな、二部に分けて午前・午後で開催をされてきて、今年は1回で済んだと。これは対象の人数の違いで1回できたのか、今後はどういう形でやっていく予定なのか、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

○千葉子ども若者計画課長 令和6年度の令和7年1月の成人の日の式典から一部制となっております、今年度は2回目となっております。

二部制だった頃は、コロナの関係で、人の密集がないようにということで二部制としておりましたが、ここで、そういったことはなくなりましたので、今後、予定としては一部制で開催をしていくこととなります。

○田中委員 そうでしたか。分かりました。今回1回だったのは2回目でしたか。失礼しました。分かりました。

多くの自治体で、20歳を迎える方を対象に、「二十彩の集い」という形で国分寺市もやっていますけど、一生に一度の式典なので、いいものにしていただきたいなと思います。

○久保委員 すみません。田中委員の関連になりますけれども、成人の日の式典に要する経費の中で、まず、昨年度との違いで、職員の方の経費が計上されていなくて、予算が若干変化もしています。実際、計上の仕方が変わったのかどうかという点の確認と、あと毎年確認して申し訳ないんですけども、ココタウンパスポートの充実が進めばと思っております。

今年度の活用の実態等、もし分かっている部分があれば教えていただきたいのと、今後も充実していければというふうに思っていますので、そのお考えをお願いします。

○千葉子ども若者計画課長 まず、人件費の関係につきましては、課として国分寺市青少年問題協議会のほうを閉じさせていただきましたので、そこでかかっていた経費分を成人の日の式典の時間額の分を回させていただいたので、ここは削除となっております。

また、ココタウンパスポートのほうなんですけど、委員よりお話をいただいておりますので、今年度に

については、事業者と御相談をさせていただいて、パスポートの有効期間を令和7年11月16日から令和8年1月15日と2か月にさせていただきました。こちらにつきましては、今回、期間を延ばしたんですけれども、実際としては件数が残念ながら伸びなかったので、周知の方法を少し考えて、来年度については、さらに皆さんにもっと知っていただいて使えるような仕組みにしていきたいというふうに考えております。

○久保委員 年末年始使えたらというふうにお話を持って行っておりましたが、対応していただいて、ありがとうございます。

周知がうまくいくように、お願いをしたいと思います。

○小坂委員 部活動のところで確認をさせていただきたいと思います。

先ほどのだて委員との質疑で、来年度からの部分、大変、分かりやすく御答弁をいただきました。

今回、この経費全体では750万円増加しております、東京都の補助金も増えておりますけれども、市としても500万円以上増額をしていただいているというふうに認識をしています。

厚生文教委員会のほうでも御報告がありました。来年度からの改定の計画なんですけれども、もう間もなくかと思いますが、現状等について、お伺いしたいと思います。

○豊田社会教育課長 今、委員からいただいた推進計画、こちらにつきましては、現行の計画が今年度で終了という形になってございまして、改定作業をしているところでございます。

さきの厚生文教委員会のほうでも概要のほうの御報告をさせていただいて、その後、教育委員会の定例会のほうでも、計画の改定の本編についても御報告をさせていただきました。教育委員会の中でも、一定、内容については御理解をいただいた上で、ちょっと御意見等をいただいていた部分もございまして、そこらについて少し修正をさせていただきながら、今月中に、その改定の計画については決定をさせていただいて、最終的には公表も含めて対応したいというふうに考えてございます。

○小坂委員 ホームページのほうへの公表も、ぜひお願いをしたいと思います。

先ほど、だて委員のほうからも、経済的なことが理由で参加できない子がいらないというお話がありましたけれども、昨日も、平日のほうの部活動の点で質疑をさせていただきました。ぜひ、情報を共有していただいて、保護者へは、平日の部費と土日のクラブ費と両方が保護者のほうに負担がかかってくるかと思いますが、それぞれの御担当の課では把握をされるかと思いますが、ぜひ、両方で共有のほうをお願いして、保護者負担が各科目どれぐらい全体でかかっている。両方参加している子の場合は、どれぐらいかかっているのかというのを、ぜひ、把握をしておいていただけたらというふうに思います。

もう一点、中学校部活動コーディネーター謝礼についてお伺いしたいと思います。

新しい改定の計画のほうでも、活用については触れられているところですが、令和7年度161万7,000円だったところ、今年度70万2,000円となっております。こちらの御説明をお願いいたします。

○豊田社会教育課長 部活動コーディネーターに関してですけども、今年度の予算に関しては7名という形で想定をして、予算のほう計上させていただいております。こちらについては、部活動自体がスポーツと文化というところで、まず大きく一つ、それぞれを総括できるコーディネーターを1名ずつ、また、中学校ということで5校になりますので、各校でコーディネーターを配置できるような想定というところで、計7名での予算計上ということを今年度させていただいております。

ただ実際、今年度、その運営をさせていただく中で、学校や、またその地域クラブと調整していく事項というのが、かなりまだ限られていたところというのもございます。そういった活動実績等も踏まえて、来年度につきましては、今現在、2名のコーディネーターが配置されております。このお二人については、

スポーツと文化、それぞれ総括して調整をいただいている、それぞれの方という形になりますが、その方々に継続してお願いをしたいなというところとともに、新たに先ほどその前段でもお話しいただいた学校との連携、これは非常に大事な部分だと思っております。そういった学校との連携をより強化できるようなコーディネーターを1名配置をさせていただく予定で、今、準備を進めているところでございますので、コーディネーター個々に調整するということがありますし、コーディネーターたちと我々が集まって状況を聞くということもございます。

また、庁内のこれは学識の方もいらっしゃる推進委員会、これも来年度、引き続き継続して設置をするところで、そこにもコーディネーターも委員として入っていただくという形になりますので、これは平日も休日も含めて、部活動全体の情報共有、そういった部分は、そういった会議等も含めて共有しながらやっていきたいというふうに考えてございます。

○小坂委員 来年度も有識の方が入った推進委員会のほうを進めていただけるということも確認ができました。ありがとうございます。

コーディネーターの方の仕事内容を見ますと、かなり多岐にわたっておりまして、なかなか引き受けてくださるのが難しいのではないかなというふうに思っていたところです。

今年度は各校に1名配置できたということで予算組みをしたというようなことで、令和8年度は、そこがなかなかかなわない部分もあって、現実に即し、今年度の経過を見て予算組みをされたということです。引き続き学校と連携していただいて、担っていただける方が増えていっていただければいいなというふうに思っておりますので、学校との連携、引き続きお願いして終わりたいと思います。

○中山委員長 このページで質疑のある方。

○寺嶋委員 すみません。久保委員の関連になるんですけど、成人の日の部分で改めて確認させていただきたいのが、このココタウンパスポートに関して、私も過去の予算特別委員会とかでも確認させていただいていたと思うんですけど、ここに関して、今年1月13日が成人の日でしたと。このココタウンパスポートの利用可能な期限が去年の11月16日から今年の1月15日という2か月間で、ただ、市内在住の方は式典案内のはがきに印刷されたパスポートが送付されます。ただ、市外在住の方は、国分寺市の式典に参加される方は当日会場で配布されるとなると、市外の人は、使える日が数日になってしまう。なので、もう少しこの使えるタイミング、2か月間使えるような形になっているので、タイミングというものは、もう少しずらしたほうがいいんじゃないのかなと。もう少し後ろのほうにずらしてきたほうがいいんじゃないのかなと思うんですけど、令和8年度はどのようにやられる予定なのか、今の時点で決まっていることがあれば教えていただきたいです。

○千葉子ども若者計画課長 まず、この期間を決めましたのは、事業者と相談をして、この期間であれば協力できるということで、まず期間を今年度については検討させていただきました。

来年度も引き続き協力いただけるかどうかというところも含めまして、事業者のほうと相談しながら、検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○寺嶋委員 分かりました。ありがとうございます。

先方もあることなので、こちらのものを、以前も同じようなこと言ったかもしれないけども、無理強いをするような形ではなく、協力いただける範囲内でやっていただければと思います。

そして、12月、1月というのが年末年始という形で、市外にいなながらも、市内の人たちと関わり合う機会があるタイミングなのかなと認識しているので、11月というよりは、12月、1月をメインで使えるよう

なお願いのほうしていただければと思います。

○中山委員長　そのほか、質疑ある方。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　では、ページを進めます。314、315ページ。

○はせべ委員　失礼いたしました。では改めて市民大学に要する経費のところで質疑します。

今年度、報償費のところが減になっているというところで、令和6年度の市民大学の内容では8回実施していてというような報告も確認しています。いろんな経過があると思いますので、まずその経過から教えてください。

○豊田社会教育課長　市民大学の事業につきましては、こちら長年、地域連携推進をさせていただいている東京経済大学との共催と通しての事業という形でございます。

その中で、事業回数に関しては、これまで8回という形で取組をさせていただいていたところですが、今年度、大学側と協議をさせていただいた中で、大学受験の時期の早期化、そういった部分でかなり影響が出てございまして、この市民大学自体は大学の教室を使って学んでいくという事業でもございますので、教室の確保というのが非常に難しいというお話を受けました。その中で協議を重ねた中で、回数を2回減らして、来年度6回という形で、回数を減らしたことによって、講師の方の謝礼、こちらに関しても、その分、減額をさせていただいたということでございます。

○はせべ委員　これは東京経済大学との連携ということを本当に長年されてきたので、そういった連携の中で協議していただいたということで、今の理由だと、それはこちらのほうが、そこに合わせていくというのは妥当かなというふうに思っています。

ただし、今年度の参加人数とか、終わっているかと思うんですけど、その辺の状況としては、市民の方が長年やっている事業ですけれども、本当に専門的なところから幅広く、また国分寺市についても、その中で学べるというところで人気があると思いますけど、今年度については、どんな状況だったんでしょうか。

○豊田社会教育課長　今年度につきましては、180名の方に出席していただきました。

テーマとしては、昨年ですが、戦後80年、これをテーマにした形で、様々な切り口から専門の講師の方が来ていただいて、学んでいただいたというところでございます。

来年度については回数が減るところでございますが、専門的な講義を各回受けられるという部分、これは非常にそれぞれ受けられる方にとってもいい機会というふうにも考えてございます。

また、様々、今、大学とも協議をしながら、さらに受講された方に何か還元できる仕組み、そういったものをできるかどうか、そういった部分も、今、協議をしているところでございますので、引き続き、いい事業を進めていきたいというふうに考えてございます。

○はせべ委員　ありがとうございます。今、御報告いただきまして、大学としっかりと協議していただいたという、今、統一テーマということで、毎年このテーマを決めながら、内容を詰めていって実施に向けてくださっていますので、最後の今後についてというところも、前向きに検討していただけるということなので、その部分をしっかりとやっていただき、市民が本当にこの講座、期待しながら参加していると思いますので、充実を図っていただきたいと思います。

○森田副委員長　ほかにこのページで質疑はございますか。

○小坂委員　一番下の文化財展示施設に要する経費のところで伺いをしたいと思います。以前に一般質問で質問させていただいたデジタル博物館についてです。伺いしたところ、こちらでということでした

ので、お伺いしたいと思います。

本市の貴重な様々な歴史的な文化財を、デジタル博物館ということで、ウェブで見られるようになっておりまして、市制施行50周年を機に立ち上げられたというふうに、その際にもお伺いをいたしました。当時、原始から近世まで合わせて67件の文化財を掲載しているとのことでしたが、それから2年半ほどたちますが、その後の掲載状況についてお伺いをいたします。

○依田ふるさと文化財課長 令和5年度から、現在掲載している件数は71件でございますので、4件増やしております。

○小坂委員 こちらの文化財の掲載の考え方、どのように積み上げていくのか、御担当としては、どのようにお考えでしょうか。

○依田ふるさと文化財課長 現在は指定文化財を中心に、市民の方が目に触れる価値のあるものを中心に選定をしておりますけれども、本来でしたら、様々な展示施設で市民の皆様にお目に触れたい文化財というのはたくさんございますが、公共施設の中の展示空間も限られておりますので、このデジタル博物館は、貴重なツールだというふうに担当課では思っております。

昨今、文化財DXを進める動きが文化庁や奈良文化財研究所が主導になって進めておりまして、本市でも乗り遅れることがないように、鋭意努力をしているところではございますが、特に様々な考古資料につきましては、大きさが1メートルを超えるような造形物をたくさん持っているんですけれども、そちらを、今、順次3D測量をかけて、デジタル媒体で公開できるような下地をつくっておりますほか、市史編さんのほうでは、再来年度に刊行予定をしております地図絵図編で、江戸時代、明治時代の国分寺に係る絵図の写真を撮っているんですが、例えば、その絵図なんかも、広げると、この委員会室の約半分ぐらいの大きさになるような大きな地図があるんですが、そちらも今現在、鋭意撮影を進めているところです。そういったものも、こういったデジタル博物館を通じて、市民の皆様にお目に触れる機会をつくっていけるように努力したいと思っているところでございます。

○小坂委員 イメージが大変共有できました。

その際にも御紹介をしたんですけれども、公益財団法人図書館振興財団のほうの助成金が毎年1億円出ておりまして、ぜひこういった助成金ですね。1件上限3,000万円までということですので、御活用いただけたらと思っております。

また、こちらのデジタル博物館については、図書館のホームページのほうから飛べるようになっておりますので、今回のシステムのリニューアルに関しても、影響をしてくるのかなというふうに思っております。今後の図書館課との綿密な連携をお願いして、終わります。

○森田副委員長 ほかにこのページで質疑はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田副委員長 では、続きまして、316、317ページ、質疑のある方は。

(「なし」と発言する者あり)

○森田副委員長 では、続きまして、318、319ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○森田副委員長 では、続きまして、320、321ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○森田副委員長 では、続きまして、322、323ページ。

○だて委員 323ページの放課後子どもプラン国分寺に要する経費のところで伺いたいと思います。個別説明票が26ページの149番のところです。

第五小のところで、緊急的に放課後子どもプラン、民間事業者のほうに委託をするということで説明があるんですが、ここについて、どういう状況の中で緊急的になったのかということを説明いただきたいと思います。

○豊田社会教育課長 この放課後子どもプランにつきまして、第五小学校の関係でございますが、まず、この放課後子どもプランに関しては、各校で実施をしていくに当たっては、各校の実施委員会、そちらのほうにそれぞれ委託を行って、子どもたちの見守り等を行っていただいているというところでございます。

その中で、第五小学校につきましては、これまでPTAを母体として、実施委員会のほうを構成していただいております。運営をしていただいております。ただ、昨年、その実施委員会のほうから申出という形で、令和8年度以降のPTAでの放課後プランの運営というのは、非常に厳しいという御相談をいただいたところでございます。

我々としても、子どもの居場所ということも含めて、どういう形の対処をすべきかという判断の中で、次年度については、まず緊急的な措置という形の中で、これまで保護者の方々で対応いただいていた、この実施委員会における業務、こちらを次年度に限って民間の事業者のほうにお願いをするという形の対応したという経過でございます。

○だて委員 PTAの皆さんが担っていただいたのが、できなくなってしまったということで、緊急的ということであります。

ちなみに、この費用の部分ですとか、どこにお願いするのかとか、その辺も具体的に教えてください。

○豊田社会教育課長 こちらの放課後子どもプラン、第五小学校に関しての委託に関しては、予算上496万8,000円という形で委託料を想定してございます。

この委託の運営をしていただく団体につきましては、現在、第五小学校の中に学童保育所を指定管理として運営を担っていただいている指定管理者、この業者のほうに、校舎、校内の事情もよく分かっているということ、また学童との情報共有等もできるというところから、委託をお願いしようというふうに考えてございます。

○だて委員 分かりました。事情は理解をしますし、どこの小学校のPTAも、なかなか運営が厳しいというか、なくなっているところも多いわけですが、そういった状況の中で進めていただいているということで、今回、緊急的にということでありましたけども、基本的には地域の保護者の方とか地域の皆さんの力で、放課後子どもプランというのが運営されているというような状況であります。どこの小学校も人手の人繰りというか、そこについてはなかなか厳しい状況の中、割とかつかつの中でやっていただいていると、同じ方が本当に長年やっていただいたりとか、同じ顔ぶれで回していたりとか、そういった実態はどこの学校にもあるのかな、一定程度あるのかなというようには思っているところでございまして、そういった中で、委託で民間のほうに、それなりの大きい金額を払って、この490万円というのが全部、その部分じゃないということは分かっているんですけども、一定、その辺はしっかりと説明をしていただきたいなと、ほかの学校のコーディネーターですとか、関わっていらっしゃる方にもしていただきたいなと思っているんですが、その辺りはどういう状況になっていますか。

○豊田社会教育課長 今回は、この第五小に関する緊急的な対応についてですけども、まず、これは、この放課後子どもプラン、これが第五小に限った状況ではないのかなというところを、改めて、担当として

も認識しているところでございます。

各それぞれの実施委員会、特に保護者の皆さんが中心となって運営をしていただいているところで、様々な創意工夫、またいろんな熱意を持って対応していただいたということ、こちら本当に感謝申し上げます。

ただ、どの学校にも課題として出ているのは、協働活動サポーター等の担い手をどうするのかというところ。やれる人だけがやる、そういう事業でいいのかというところ、そういった部分も考えていかなければいけないというところ、そこら辺は各校とも共通した認識の状況でございます。

今回のこの第五小の件につきましては、放課後子どもプランの中でのコーディネーターというのがいらっしゃるんですが、その各校のコーディネーターが集まった場の中でも、状況のほうは御説明をさせていただいて、一定御理解をいただいているのかなとは思いますが。

引き続き、各校が集まる場というのがございますので、そういったところでは、引き続き、情報は共有させていただくとともに、今、放課後子どもプランの事業そのものをどうしていくかということをも早急を考えなければいけない、そういった時期になっているかと思えます。そういった各校が集まる場の共有もそうですし、ここで民間事業者が来年度入るといった部分の状況も含めて、今後どうしていくかというところ、そこら辺はしっかりやっていければというふうに考えてございます。

○だて委員 承知いたしました。しっかり説明していただいているということでもあります。

やはり、ほかの方たちのモチベーションの低下につながらないような形で、結局できなかつたら、最後、責任を持っていただく形だから、市のほうで面倒を見てもらえるというような、それは制度的にも、ちょっとまた違うのかなというように思っておりますので、そういったことがないように、引き続き地域の、今、課長のほうから今後の在り方というところも言及がありましたけれども、そういった時期には確かに来ているのかなというように、いろんな状況を見るにつけて私も感じるところでありますので、その辺はしっかりと教育委員会の皆さん、そして地域の皆さんと話し合っていていただいて、今後の在り方というものを、しっかり来年度、再来年度以降に向けて検討していただきたいなというように思っていますし、現状、来年度については、まだ引き続き、第五小以外は基本同じ体制でやっていくということであろうかと思っておりますので、いろんな御意見、御要望というのは、実際、運営に携わっていらっしゃる方からは入っていると思います。社会教育課のほうに。細かいことも含めて、お金のことも含めて、いろいろあると思いますので、その辺はサポーターの方には有償ボランティアというような中で、最低限の金額ではありますけれども、お金を支払っている中ではありますけれども、ボランティアベースで、いろいろ大変な中でやっていただいているというような事情もしっかり鑑みていただきながら、そういった御意見、御要望については、しっかりと受け止められるところは受け入れていただいて、柔軟な対応の中で、気持ちよく放課後子どもプランを運営していただける、そういった体制に向けて、しっかり社会教育課中心に、またこれから考えていただきたいなというように思っています。ぜひ、その辺をお願い申し上げたいと思いますが、一言いただいて終わります。

○豊田社会教育課長 今、おっしゃっていただいたとおり、この事業に関しては、地域の皆さん、そしてまた、保護者の皆さんが、本当に一生懸命やっただけの事業という形でございます。来年、その在り方について検討していくということもございますが、とはいえ、それと並行して、今の形のものを続けていくこともございますので、引き続き、皆さんのお声を聴きながら、丁寧に進めていければというふうに考えてございます。

○森田副委員長　ほかにこのページございますか。

○小坂委員　関連でお伺いしたいと思います。

こちらの放課後子どもプランについては、令和3年度から、もう現行のままでは、いつこの学校がということは指摘をさせていただいておりました。とうとうその時が来たのかというのを、予算書のほうを見て感じていたところです。今、一定、かなり質疑がありましたので、簡単に幾つか確認をさせていただきたいと思います。

こちらの事業、国や東京都からの補助金が出ておりますけれども、事業者に委託をした場合に、この補助金はどのように変わるのか、お伺いをしたいと思います。

○豊田社会教育課長　この事業に関しては、都の補助金という形で3分の2の補助を頂いているところでございますが、こちらについては、あくまでその地域の方が担う部分の中での補助という形になりますので、民間事業者がそこに対してかかる部分については補助の対象にはならないというのが、この仕組みになってございます。

○小坂委員　その分、一部補助金の減額があるというようなことが分かりました。

先ほどの質疑の中で、あくまでPTAが担ってきた部分を事業者の方をお願いするということで、コーディネーターの方も引き続き、サポーターの方も御希望される方は引き続きで、事業者の方がサポーターとして入るようなことはないというような認識でよろしいでしょうか。

○豊田社会教育課長　今回の民間事業者への委託という形に関しては、あくまで、その実施委員会が担っていた、いわゆる事務的な部分、サポーターの調整とか経費の調整等の事務的な部分のほうを担っていただくという形になります。なので、実際のコーディネーター、また、お子さんたちを見守るサポーター、これは引き続き、今までどおり地域の皆さんに担っていただくという仕組みになってございますので、先ほどの補助の話であれば、そういったコーディネーター、サポーターの部分に関しては対象になるというところでございます。

○小坂委員　地域の方がサポーターで入ることの数字以外の意義というのが非常にあるなというふうに感じています。子どもと顔見知りになり、元気がないときに声をかけたりですとか、保護者の方や兄弟関係も御存じのサポーターの方が、きめ細やかに子どもたちを見ていただいている様子を私も見させていただいておりますので、何とかいい形で、地域の方を残しつつ、事務局の負担を軽減できるような新しい形になるかと思っておりますので、丁寧に進めていっていただけたらと思います。

これまでも事務負担の軽減ということで、会計年度任用職員の方をつけていただいて、シフト組みですとか、そういったことは市のほうでやっていただいておりますけれども、今回については、シフト組みですとかプリント作成、そういった細々としたことは事業者に、第五小についてはお願いするということでよろしいでしょうか。

○豊田社会教育課長　この放課後子どもプランについては、各校、いろいろな調整等が難しい部分は支援策という形で、当課、社会教育課のほうで対応している部分というのもございます。

ただ今回、この第五小の委託に関しては、そういった細々した部分、先ほどのお便りの作成も含めてですけれども、そういったものは全て、この民間事業者のほうにお願いをするという形でございます。

○小坂委員　承知をいたしました。本当に細かい各サポーターへの謝金の受渡しですとか、大変細かい注意が必要な、そして心配りが必要な事業を他校では地域に担っていただいておりますので、先ほどもありましたけれども、コーディネーター会議などを通じて、今後も丁寧に声を拾っていただければと思

います。

○森田副委員長　ほかにこのページある方、挙手をお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○森田副委員長　なしということで、322、323ページまで終わりました。

ここで、お昼になりましたので、午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時01分休憩

午後1時40分再開

○中山委員長　委員会を再開いたします。

それでは、午前中に引き続きまして、324、325ページ、質疑のある方。

○はせば委員　公民館事業に要する経費のところでお尋ねします。何点かあるんですけど、まずは、令和6年度の事業報告書を見ますと、公民館事業ではいろいろ市民の学ぶ場ということと、あとは、いろいろな地域づくりに関しまして、本当に御尽力いただいているということがよく分かっているところがあります。

そこでお尋ねしたいんですけども、令和8年度の予算書でいきますと報償費の部分で、細かくなりますけども気になるところ、並木公民館の金額が減るというのは大規模改修ということなのでお尋ねしませんけれども、その下のくぬぎ教室事業講師等謝礼が増えているので、この状況を今年度の報告も含めて教えてください。

○大日向公民館課長　くぬぎ教室事業講師等謝礼には講師の謝礼のほか、くぬぎ教室に参加いただいているボランティアスタッフの謝礼も含まれておりまして、くぬぎ教室のスタッフが増員したことによりまして、令和8年度は実態に合わせて予算を増額しているところでございます。

○はせば委員　講師とスタッフの謝礼というところで、スタッフ不足がきっと課題、今は解決しているかは分かりませんが、本当に課題となっていたかと思うんです。そこがある程度充実してくるという実態に合わせてくださっているというのは、スタッフになっていただく方のボランティア養成講座とかそういう事業でも組み込んでやっていただいたりということで、今までの実績が功を奏してスタッフの方が増えている、それはとにかくスタッフということだけではなくて、障害者を理解する方が増えていくということで本当に大事なことかなと思っています。なので、なかなか完全な解決には結びつかないかもしれませんが、今後またスタッフの安定というところでは御尽力をお願いしたいと思います。

それと、講師料というところでいえば、ここは国分寺市障害者施策推進協議会の事業も含まれているということでよろしいのでしょうか。

○大日向公民館課長　委員のおっしゃるとおりでございます。

○はせば委員　こちらの障害者施策推進協議会でも先日、3月に事業を行っていただいていることも確認していますので、そういったことで地域ぐるみで障害を持っている人も参加する場も増えたり、先ほども言いましたけど理解する人も増えていくということがとても大事だと思っていますので、今後も、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そして、次の需用費の印刷製本費も、令和8年度は増えているというところを確認していますが、これはどういうことなのか、御説明をお願いします。

○大日向公民館課長　需用費、印刷製本費の増分につきましては、まず、くぬぎ教室が令和8年度で50周

年という大きな節目を迎えます。これまで長きにわたり18歳以上の知的障害のある方々の活動の場として継続してこれましたのは、参加者の皆様はもとより、ボランティアスタッフ、関係機関、地域の皆様の御支援のおかげであると認識しております。この50周年を一つの節目として、現在実行委員会を立ち上げ、記念事業の内容について検討を始めたところでございます。これまで関わっていただいたスタッフ、参加者、来賓等をお招きし記念セレモニーの実施や、そのほかに記念誌の作成などを企画しているところでございまして、令和8年度当初予算には50周年記念誌に係る印刷製本費としての予算を計上しているところでございます。

○はせべ委員　くぬぎ教室が50周年の節目という今のお話でしたので、この費用は記念誌の製本費ということで承知しましたけれども、今の50周年のお話でいけば、第二中学校の卒業生の保護者から始まったということで、長きにわたる社会教育で、くぬぎ教室を実施していくというのは福祉の分野だけではなくて、何度も言いますが当事者の方への支援だけではない、地域の人、私たちが理解していくというところでは、本当に学ぶ場としての社会教育を実施していただいているということに感謝申し上げます。そして節目ですので、今後、社会情勢が変わっていく、生活スタイルも変わって、誰でも地域で暮らしていくための施策として、もっと、このくぬぎ教室が発展できるように、何か決まっていることがあるかどうか分かりませんが、そういったことも含めて将来にわたってしっかりとこの事業に取り組んでいただけますように要望して終わりにしたいと思います。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。

○久保委員　公民館の施設維持管理に要する経費の中の、次のページになりますけれども、工事請負費の並木公民館・図書館長寿命化改修工事について質疑させていただきます。先日も所用があつて並木公民館へ行ってまいりました。また今、並木芸術ギャラリーもされていて、土曜日でしたがロビーで勉強を、また空きのお部屋でしっかりと自習されている方々も、大変皆さん落ち着いて御利用されている様子を確認させていただいたところです。

そのときは公民館主催の防災の講座に参加させていただいたわけなんですけれども、今後並木公民館が工事に入りますので、そういった部分で皆さんの活動の場というのが、なかなか難しくなっていくというところがあると認識しております。その上で、大きな部分でなんですけれども、先日、民間のところで会議及びフリーのスペースをお持ちのところの紹介等を確認したところでございます。この並木公民館を活用されている皆さんの、これからの活動の場としてフォローしている部分とか、何かありましたら市のお考えを教えてください。

○大日向公民館課長　公民館としましては、民間といいますよりも、今現在としては、他の公共施設の御利用を、予約システムによりお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

○久保委員　その他の公民館となると立地的にはちょっと遠くなったりというようなところでございますけれども、この現場の活動されている皆さんがしっかりと明確に動いていけるような、そういったフォローというか、丁寧な御相談とかを受けていただけたらと思いますので、その点をよろしくお願いしたいと思います。

○高瀬委員　久保委員と同じところでお伺いしたいと思います。同じ視点にはなりますけれども、10月から約1年間半にわたって休館になるということです。昨年の第4回定例会では、市民の活動を止めないためにということで、公共施設はもとより、民間のスペースも含めて、利用可能な活動場所の情報収集に努めていただきたいということを求めさせていただきました。特に御高齢の方は、長い間活動拠点がなくなってしまうと、あっという間に体力が落ちてしまい、要介護状態になってしまうのではないかとというリス

クを懸念しているところです。また、今、久保委員もありましたけども遠く離れた所になってしまうと、歩いていくのに厳しい場合には、移動の手段が必要になってくるのではないかと考えているところです。

ここで伺いたいんですが、休館まであと半年ほどとなっておりますけれども、この間の検討の状況だったり、今後について、お考えがあればお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○大日向公民館課長 第4回定例会の一般質問において教育部長が答弁申し上げましたとおり、利用団体の皆様には公共施設予約システムからの予約により、既存の公共施設の御利用や学校施設の御利用についてお願いしていく考えでございます。現在は、休館前の段階でありますので具体的な施設の空き状況の御案内までは行っておりませんが、利用団体からの御相談に応じまして、他施設の予約方法の御説明などの対応をしているところでございます。引き続き、並木公民館の職員が利用団体の活動の継続に配慮しながら、活動場所の確保に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。活用できる可能性のある施設につきましても、関係部署に確認しながら、引き続き情報収集を行ってまいりたいと考えております。

○橋本副市長 委員からもお話がありましたけど、1年半以上休館いたしますので、利用者の方々の様々な健康の面を含めて、何らかの対応が必要だと考えております。今、担当から説明いたしましたが、全庁的に係ることなので私から答弁させていただきます。

並木公民館の改修工事に係る休館の対応につきましては、公共施設のみならず、今、民間の施設についても利用できないかというところで話し合いを進めております。具体的なお名前は、今、ここで申し上げることはできませんが、いい感触だということでございます。今後、話し合いを進めてまいりますので、具体的に利用できるということになったら、利用者の皆さんにお話をしながら、10月以降ですけど対応できるように進めてまいりたいと考えてございます。

○高瀬委員 御答弁ありがとうございます。公共施設は限られておりますし、既に多くの利用者の方が使っているところでありますので、前回の一般質問では、民間のところも、ぜひ、御検討いただきたいと申し上げたところです。今回、まだよく分かりませんが感触のいいところがあるということでもありますので、そこは期待しながらお待ちしたいと思います。さらに広げていって、御検討、また調整いただけますようにここをお願いしておきたいと思います。また違う場で改めてお聞きしたいと思います。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。

○皆川委員 実は327ページのほうでお聞きしようと思っていたんですが、並木公民館と施設の維持ということなのですが、ここでもよろしいですか。

○中山委員長 どうぞ。

○皆川委員 まず、1点お聞きしたかったのは、私、資料第17号をお願いして出していただきまして、これは公共施設マネジメントの資料です。これに関しては、予算は公共施設マネジメント課のほうになるかと思うんですが、公民館の部分でお聞きしたいと思いました。資料第17号では清掃業務やら、空調設備等々の様々な事業を一括で包括マネジメントするわけなんですけど、建築物環境衛生管理ということで、空気環境・給水・排水・清掃・ネズミ等防除という項目もあります。その項目で公民館のところを見ますと、これは本多公民館だけに実施するということが丸がついているんですけども、施設維持管理という部分では本多公民館だけに丸がついている理由と、ほかの館はどのようになるのか、その点を教えていただければと思います。

○大日向公民館課長 建築物における衛生的環境の確保に関する法律では、延べ床面積3,000平方メートル以上の建築物を特定建築物として衛生的管理の実施が義務づけられております。市内5館のうち、本多

公民館はこの基準に該当するため実施しておりますが、ほかの4館につきましては、いずれも延べ床面積が3,000平方メートル未満でありますことから法の対象外となっております。なお、対象外の4館につきましても、清掃業務の中で必要な衛生管理を行い、適切な施設管理に努めているところでございます。

○皆川委員 承知しました。面積基準にのっとってということで本多公民館のみに丸がついています。とはいえ、ほかの館もきちんと対応しているということで理解しました。過日、クマネズミの話とかが出ていましたし、調理室のある部屋も、もとまち公民館にもありますし、その辺りもちょっと気になってお聞きしました。学校に関しては、事前にお聞きしているので結構なんです、自校式の学校は当然、今の業務はネズミ等防除をやるということで丸がついていて、中学校はついていませんでした。それについては承知しました。ありがとうございます。

今、並木公民館の改修に合わせて質疑がなされたところなんです、326ページから327ページにつながるんですが、産業廃棄物の処分委託料というのがあります。これは恐らく、公民館の改修に合わせてということだと思うんですが、まず、それでよろしいのか、その点を教えてください。

○大日向公民館課長 並木公民館・図書館の長寿命化改修工事に伴う予算でございます。

○皆川委員 分かりました。当然一つ一つどういうものが産業廃棄物になるかということを確認した上だとはもちろん思うんですが、金額としては、これは感覚に過ぎないと思いますが結構安いのかなと思いましたので念のために確認しました。

最後になります。並木公民館、図書館もそうですが1年半以上、また民間の御協力も得ながらやっていくということなんです、これまで利用者協議会があって、いろいろ情報共有はそこでなされると思うんですが、1年以上、公民館としては閉じてしまうんですけれども、地域の皆さん、また利用者の皆さんとのつながりというのは重要ではないかと思うんですけれども、お休みの間も何かしらつながるということで、利用者協議会などを開催、今は年に2回ですが、されてはいかがかなと思うんですけれども、その点についてお考えをお聞かせください。

○大日向公民館課長 春と秋に利用者懇談会を実施しているところでございますが、令和8年度も4月と9月に開催する予定となっております。

○皆川委員 利用者協議会等ということですので、別な形になってもそれは構わないと思うんですけれども、つながりを切らないように、何かしら仕組みの中で対応していただきたいという思いでお聞きしました。ぜひ、そこは今後やっていただきたいということは求めておきます。

あわせて図書館に関しても、先ほど、高瀬委員もおっしゃいましたが、一般質問で質問されて、考え方としては一定理解しているところです。令和8年度は、今の本をどこに保管するかという場所もまだ定まっていないということでもありますが、湿気の問題とか様々保存状態にかなり気をつけなければならない、そういう意味では多方面から検討しなければならないこともあるかと思います。その点について、準備等をしっかりやっていただきたいということで、今の準備状況を含めて御担当のお考えをお聞きできればと思います。

○有賀図書館課長 図書資料に関しましては市民の財産でございます。その財産を適切に管理するため、図書に関しましては、温度や湿度等に十分に配慮しながら適切な場所で保管しなければならないと思っております。それにつきましては、今後事業者を決めていくというような形になっている状況でございます。

○皆川委員 分かりました。いずれ並木公民館・図書館ともに、市民の皆さんには、まずは、物理的に不都合になるわけなんですけれども、対応策を様々な視点からやっていただきたいということを改めてお願いし

まして終わりたいと思います。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　では、ページを進めます。326、327ページ。

○小坂委員　図書館事業に要する経費のところで伺いたいと思います。資料の作成ありがとうございます。資料第25号になります。毎年請求している資料です。なかなか、資料費というのが予算書からは読み取れないのでお願いしているところなんですけれども、人口で除していただきまして1人当たりも出していると思います。こちらの資料から、令和8年度もほぼ同額の資料費を計上していただいていることが分かります。また、本市は人口が増えておりますので1人当たりの金額は下がってしまうところではあるんですけれども、中央館を持たないという本市の特徴を理解した上で、地域で無料で利用できる知のインフラとしての図書館の重要性ということを再認識したいという観点から、毎年近隣市の状況を併せて確認させていただいております。令和8年度も、唯一の100円台ということです。

今回、3つ目の資料として、不明資料数と不明率についても出していただきました。こちらは、令和2年に極端に少ないのはコロナ禍で開館日が少なかったためかなと思っておりますが、年によって大きく差があるところであります。図書館学のほうでは、開架式の公立図書館では一定の不明本は避けられないとして、0.1%程度はやむを得ないと思われるようです。慶應義塾大学などの研究によりますと、0.1%以下が72.9%、こちらは関東1都6県の公立図書館111館をランダムサンプリングした結果だそうですが、0.2%以下が93.5%であるということが分かりました。不明率も出していただいておりますので、本市の状況は平均的であるということがこちらからも見てとれます。また、こちらの研究からは、盗難防止装置がある場合には平均が0.06%、ない場合には0.127%であるということが分かりました。

そこで伺いたいと思います。本市の図書館において、不明図書削減のために工夫されていることを伺いたいと思います。

○有賀図書館課長　不明図書削減の対応という御質疑でございます。資料につきましては、先ほど申し上げましたとおり市の財産でございますので、開架整理と併せて館内の状況確認、巡回を日常的に行い、図書資料の管理に努めているというところでございます。

○小坂委員　巡回を行っていただいているとのこと。持ち去り以外の理由も様々不明の理由に挙がっている部分がありますので、開架の整理を丁寧にやっていくいただくことで一定避けられるものもあるかなと思っております。資料費を今年度とほぼ同額を計上していただいていることから、先ほど来、並木公民館・図書館の休館について触れられていますが、並木図書館が休館しても今回の資料購入はほぼ同額ですので、ほかの5館が令和8年度については多くなるというような理解でよろしいでしょうか。

○有賀図書館課長　委員のおっしゃるとおりでございます。

○小坂委員　分かりました。もう一点、休館に際してなんですけれども、下から4行目の図書館業務一部委託料、8,962万円8,000円は、令和7年度と全く同額でしたが、休館に際してのこちらの委託料の考え方について教えてください。

○有賀図書館課長　図書館の窓口一部業務委託につきましては、並木公民館・図書館の休館期間については、今のところ予定という形になってございます。そのために、休館に係る業務体制の調整というものがまだ詰め切れていないところでございます。そのため、契約期間の令和5年度から令和9年度までの支払い内訳に基づきまして、令和8年度分の8,962万8,000円を見込んでございます。今後、体制が確定し、委

託費の変更に応じまして予算の減額を行う予定でございます。

○小坂委員 今後、事業者の方と調整が入り、補正予算になるのか、ここから実際に休館分が減額になっていくというような理解でよろしいでしょうか。

○有賀図書館課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○小坂委員 承知いたしました。休館の影響については、先ほど公民館の部分で様々質疑がありました。代表質問でも触れさせていただきまして、教育長からブックポストを配置していただけること、また、学校などへの団体貸出し冊数の増や期間延長をしていただけること、また、障害者向けの郵送サービスを引き続きやっていただけるというような御答弁をいただいたところです。休館が1年半と長いことから、近隣の利用者の方への配慮として、この間だけでも障害者サービスの枠を広げて、例えば、高齢者や妊産婦に広げるお考えはいかがでしょうか。

○有賀図書館課長 今の御質疑につきましては、代表質問のところでも御要望としてあった内容でございます。図書館といたしましては、現在は障害者サービスを継続するという考え方の中で対象者を拡大するという考え方は持ち合わせてございません。

○小坂委員 先ほど、健康への配慮が公民館のところの質疑でありました。近隣のほかの図書館に足を運びづらい高齢者の方もいらっしゃるかと思いますので、ぜひ、引き続きの御検討をしていただけたらと思います。

続きまして、3月23日から図書館全館が休館に入ります。こちらはシステム更新のためとのことですが、4月1日からの教育のシステムの入替えと連動しているかとは思いますが。実際に図書館のシステムがどのように4月から変わるのか、お伺いいたします。

○有賀図書館課長 図書館システムについての御質疑でございます。大きなところといたしましては、ホームページと、あと館内OPACの2点についての変更になります。ホームページにつきましては、現行のホームページの状況をベースにした中で、掲載内容の整理や新たな機能を拡充してございます。具体的に申し上げますと、AIチャットボットの運用を開始いたします。また、今年度作成予定の読書手帳をホームページからダウンロードできるようにいたします。また、現在ホームページに「よくある質問」がございますけれども、その内容についての精査を行います。また、リンク集を精査し、最新情報を提供できるようにいたします。

また、りんごの棚のバナーをホームページのトップに表示いたします。こちらにつきましては、インターネットでりんごの棚を検索した場合に、これまで「お知らせ」というページにりんごの棚を載せていたんですが、それではインターネットで検索したときになかなかヒットしづらいというような状況もございましたので、りんごの棚のバナーの場所を変更しているという状況がございます。

それから、あと、ページについてなんですけれども、今現在、図書館運営協議会と利用者懇談会のページが一緒になっていてちょっと見づらい状況になってございますので、そのページを切り分けるということで予定してございます。

次に、館内OPAC、こちらは検索サービスでございますが、子ども用につきましては、本の形のキャラクター的なものをちりばめまして、見やすく検索しやすい形としております。大人用につきましても、画面を見やすくするとともに、詳細検索機能を拡充してございます。

○小坂委員 詳細にありがとうございました。市民が利用する際に、様々アップデートしていただいて、より見やすく利用しやすくなるのではないかと思います。今回、学校図書館のデータとの共有といった

ところはいかがでしょうか。

○有賀図書館課長 データ共有という形につきましては従来と変更がありませんで、共有の形ということではなく蔵書が見れるというような形で、従来と変更はございません。

○小坂委員 より学校司書の先生が、今回のシステムの更新で利用がさらにしやすくなるといったことは特になくて、学校に関しては従来どおりというようなことですね、分かりました。一旦終わります。

○有賀図書館課長 1点、補足いたします。先ほど、小坂委員から資料に関しての御質疑があった際に、資料購入費につきまして、令和7年度と令和8年度を比較したときにあまり差がないという中で、ほかの5館の図書費を増やしたのでしょうかということの御質疑のところ、そのとおりですということでお答えしたんですが、それだけではなくて、並木図書館の休館も見据えた中で、部分的には減らしている状況もございます。

○中山委員長 ほかに質疑はありますか。

今の件で質疑はありますか。

○小坂委員 すみません、理解が追いついていなくて。見た目の金額的には変わらないけれども部分的に減らしているというところで、もう少し御説明をお願いいたします。

○有賀図書館課長 図書費の組替えというような形になってございますけれども、並木図書館につきましては、今後休館が予定されている中で、約半年間の雑誌とか新聞の部分についての費用を削っているということと、あと図書資料費についても若干減らしているという状況がございます。全体としては、蔵書を増やしている部分もございます。

○中山委員長 小坂委員、よろしいですか。どうぞ。

○小坂委員 休館はしますが、5館分ということで年度的には令和7年度とほぼ同額、2万円程度しか変わらないということを確認させていただきましたので、このページを終わります。

○中山委員長 よろしいですか。

○大日向公民館課長 すみません、先ほどの私の答弁の補足をさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○中山委員長 どうぞ。

○大日向公民館課長 先ほど、皆川委員から御質疑がありました公民館の施設維持管理に要する経費の委託料、産業廃棄物処分委託料2万2,000円につきましては、並木公民館・図書館の改修工事に当たりまして、建物の裏側にある残置物の廃棄物処分委託料というところで2万2,000円の計上となっております。改修工事自体に伴う廃棄物の処理手数料につきましては、令和9年度の工事費のほうに含まれておりますので補足させていただきます。

○中山委員長 皆川委員、よろしいですか。

そのほか、326、327ページで質疑のある方。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 328、329ページ。

○小坂委員 子ども読書活動推進等関係経費のところでお伺いしたいと思います。令和7年度は子ども読書手帳の印刷代を計上していただいておりますので、その差額分が減額となっていると認識しております。こちらの読書手帳については、先ほどの御答弁で触れていただきましたけれども、ホームページから今後ダウンロードできるようにするということがありますが、実際に紙の印刷代として令和7年度は計上されてお

ましたので、現物の取扱いについてお伺いしたいと思います。

○有賀図書館課長 読書手帳の取扱いにつきましては、まずは、図書館のカウンターでの配布ということを考えてございます。ただ、多くの方に手に取っていただきたいと考えてございますので、ホームページというところは先ほど御紹介したところですが、関係部署との連携による配布方法とかPRについて、今後、検討してまいりたいと考えてございます。

○小坂委員 ぜひ、お願いします。特に図書館のカウンターでは、ただ単に置いておくだけではなく、ぜひ、積極的に言葉を添えていただいて、親子の方に手渡しをしていただけると、なおよいなと思っております。

読書手帳をホームページからダウンロード可能になるのは間もなく完成かと思っておりますけれども、令和8年度の活用状況、先ほど関係部署との連携というような御答弁もありましたが、ぜひ、ブックスタート事業とも連携していただきたいと思っております。ブックリストの配布などはこれまでもしていただいておりますけれども、ゼロ歳から図書カードが作れることですか、図書館のおはなし会にはゼロ歳から参加できますし、また、図書館託児は子育て中の方の非常にいいレスパイトにもなるのではないかなと思っております。子育て相談室との連携についてお伺いしたいと思います。

○有賀図書館課長 子育て相談室との連携につきましては、先ほど読書手帳でも申し上げましたように、多くの方に行き渡るような形を考えてございます。ですので、ブックスタート事業というところも聞いてございますので、そこも含めた中で、今後、検討してまいりたいと考えてございます。

○小坂委員 ぜひ、よろしくお願いいたします。今後、読み聞かせボランティアの方との連携も必要になってくるかと思っておりますので、ぜひ、連携していただいて進めていただければと思います。終わります。

○中山委員長 ほかにこのページで。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 では、進めます。330、331ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 進めます。332、333ページ。

○星委員 体育施設指定管理に要する経費について、幾つか伺います。お聞きしたいことの中心は、市民室内プールが全館使用できなくなった件について伺います。それで、この中でやっていた生きがいセンターこいがくぼの事業、それから親子ひろばは小坂委員が質疑されていましたが、市が代替施設のめどをつけたというお話も伺っていましたので、ほっとしておりました。

ただ、私はこの内容がよく分かっていなかったのですが、指定管理者が自主事業で教室を行っているということが市民の方々から寄せられて、例えば、ダンスとかヨガとかピラティスということでしたが、こういった事業も行われていたという声が寄せられました。それで、御担当にも様々御相談していたんですけど、結構多かったもので、その後もいろいろ来たもので幾つか質疑させていただきます。

継続が見えない状況にあるということで、子どもたちはがっかりしていると、こういった話をお聞きしていますし、高齢者は健康維持のためにやっていたので、再開時期が見えないことで不安に陥っているといった様々な声を伺っているんですけど、指定管理者の自主事業の教室数と参加者数はどれぐらいだったのか、確認させていただきたいと思います。

○岡田スポーツ振興課長 こちらの指定管理者が行っている自主事業の場所については、今、お話しの方市民室内プールについてですが、2月の月の単位でやっている教室についてお話ししますと、全部で

14の教室があります。ヨガ、そして子どものダンスなどいろいろあるわけですが、この2月の在籍者数で申しますと92名の方が御参加いただいているという状況でした。

○星委員　そういった結構な人数がいるということを、今、教えていただきました。影響を受けている方が今のところ92人いるということです。それで、先ほどお話ししたとおりに、今後、続けられるかどうか見えないという声を伺っているんですけども、実際のところ、自主事業についての継続場所の確保状況はどのようになっているのでしょうか。

○岡田スポーツ振興課長　まず、こちらの自主事業というのは、確認のため申し上げますけれども、こちらは協定書に書いてあるとおりで、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施に妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用において自主事業をすることができると、この規定に基づいて行っているものです。今、市民室内プールが2月20日から停止している状況の中で、指定管理者としては、指定管理の施設はここだけではありませんので、スポーツセンターの施設であったり、本多武道館の施設の空き状況とかで、どうにか組み替えて自主事業をできないのかどうかというのを、まさに今、必死になって探して検討しているところです。

あと、それと同時に、もうすぐ来年度を迎えますので、令和8年度の自主事業はどのようにするのかということも並行して考えていただいているところで、これは、3月中に令和8年度の事業計画書が指定管理者から出てきますので、指定管理者としては、今、必死にそのような業務に当たっているという状況になります。

○星委員　指定管理者の責任というところでは確かにあると思うんですけども、ただ、募集要項を見たところ、指定管理者に応募するに当たっては自主事業をやってくださいねということを条件として市も設けていますので、そういう意味でいうと、場所の確保を指定管理者のみに任せることにはならないと思っています。また、実際に市の公共施設における不備で起きてしまったことなので、そういった意味では、市にも対応も求められると思うんですけども、その辺りはどのようにフォローされたり、これからされていくのか、お願いします。

○岡田スポーツ振興課長　今、星委員がおっしゃったとおりで、指定管理者の責めに負わないで、こちらのほうの今回の件に伴っての関係になります。それで、指定管理者が、今、探しているというようなことだけを申し上げたんですけども、今回、特に子どものダンスの教室とかが発表を控えていて、もう動いているというような中で、どうしても止めることができないというようなものについて、ヒップホップの教室であったり、チアダンスの教室、あとはジュニアのダンス、あと子どものフラダンス、この4つについては、緊急的にですけども、私たちのほうが、本多武道館と恋ヶ窪公民館、あと福祉センター、あとは市民スポーツセンターなんですけれども、こちらを用意させていただいて、こちらは特例になりますけれども、緊急的に3月に行うというようなことをやってございます。市としても、自主事業とはいえ、できる範囲のことを今後とも検討していきたいと考えてございます。

○星委員　代替施設を見つけるのはすごく大変だと思うんです。先ほど並木公民館も民間のほうまでお声をかけて探されると聞いていますのでそう思うんですけども、一方で、今までやっていた人ができなくなってしまうという実態のお声が、ほかの議員の皆さんも多分お聴きしていると思うんですけども、そういった状況にありますので、指定管理者の皆さんと綿密に連絡を取りながら、できる対応を、ぜひ、市民の皆さんがこういう活動を続けられるために、そのことはよりしっかりとお願いしたいと思います。御答弁でそういうことをされているということは分かりましたが、より綿密に連絡を取ってお願いしたいと思います。

ます。

それで、市民室内プールの件なんですけども、市のホームページを見るとどのように書かれているかというと、1階多目的室の屋根が建築基準法上の耐火構造要件を満たしていないとの理由を示した上で、加えて、安全上の緊急性は低い、利用者の安全を第一に考えて今回の対処をしたと、こういった趣旨で書かれています。利用者の方でこのホームページを見た方々から、1階の多目的施設以外のところは使うことができないんですかと、こういった質問も受けているんですけども、今後の見通し、本当にしばらく駄目なのか、今の状況と建物の今後の見通しを教えていただきたいと思います。

○岡田スポーツ振興課長　今、星委員がおっしゃったように、今回につきましては、今、市民室内プール特定天井等改修工事に伴う設計を行っています。その中で、1階の多目的室の上の屋根の部分が建築基準法の耐火構造要件を満たしていないということが判明しました。2月20日にこちらについて、市民室内プールだけでなく、生きがいセンターこいがくぼについても閉鎖するという判断をさせていただいたところなんです。一部だろうというようなお話なんですけれども、これは建築基準法の中で、その耐火の要件というのは館全体で見ますから、一部を止めるというような判断ではなく、館そのものを停止せざるを得ないというような状況になってございます。

また、今後の話になりますけれども、このほかに法に適合していない部分があるのか、それとあと、今、言った耐火構造要件を満たしていない屋根の部分をどうするのか、これについて設計しなければなりませんので、この設計の追加の補正予算も、同時補正になりますけれども、この議会にお願いするというような今の流れになります。そこで設計をやってみないと工期については何とも言えないんですが、今、庁内でも調整しておりまして、何とか当初のスケジュールに近いところで間に合わせられるように頑張りたいと思いますけれども、これは設計をやってみないと分からないというのが正直なところです。

○星委員　大至急やっているけども、まだまだ見えない状況にあるということは分かりましたので、そうお伝えしようと思っていますが、寄せられた声がありますので、繰り返しになりますが、連携した対応をこの部分についてもお願いしたいと思います。

それで、市民の方からこういうことも気にされているということで幾つか言われているんですけども、市民室内プールは使えないということで、そこで働いている人たちの雇用状況を心配する声があって、例えば、指定管理の職員はどうなっていくのかということ、また、あと自主事業でやっている教室の先生たちはこれでやれなくなったらどうなっちゃうのか、先生たちの状況は私も分かりませんが、いろいろなところでやっているのか分かりませんが、ですから、これで収入面といったところはどうなってしまうのかなというような声も寄せられています。新型コロナウイルスのときの公共施設閉鎖時は、金銭的な補償を行ったと記憶しているんですけど、今回、その辺りの面はどのように考えているのかお願いします。

○岡田スポーツ振興課長　補償の関係で言いますと、今回の停止の前に室内プールは止まっていた、プールそのものなんですけれども、その部分については、昨年の第4回定例会で指定管理者の補償ということで補正予算をお認めいただいたところです。今後については、また今回の影響が当然のことながら出てきますので、しかるべきタイミングで補償せざるを得ないのかなということがあります。

あと、雇用についてのお話が先ほどありましたけれども、これは指定管理者のほうで、今回の件に伴って雇用に何か影響あるというようなお話は、相談も含めて全く受けておりませんので、そこは御安心いただければと思います。

○星委員　そういう補償を行っていくという、これまでもやってきたし、今後も、今回の件もまた対応し

ていくということで、分かりました。それというのは、自分たちの教室には先生たちがいるじゃないですか、さっき先生たちのことを言いましたが、指定管理料が補償されるということは、そういう人たちの自主事業の収入にもつながっていくものなのですか、教室の先生たちの、そこは仕組み的に見るとどうなんでしょうか。

○岡田スポーツ振興課長　この公の施設については、自主事業を数多くやっていたっていて、その収入をもって施設の管理運営のところにも充てているというような部分が当然あります。利用料金制を取っていますので。さきの12月の補償のときもそうでしたけれども、自主事業について、今後、補償していく、このような考えは持っています。

○星委員　分かりました。そこは対応されていくということです。雇用のことも言いましたが、募集要項とかを見ると地元雇用をやってくださいと指定管理者に言っているの、例えば非正規職員の方があそこにいるかどうか分からないですけども、そうすると市内在住者の雇用という面も関わってくると思いますので、そういった意味でも質疑させていただきましたが、そこはしっかりと対応をお願いします。繰り返しになりますが、教室のほうの指定管理者のほうとも綿密なやり取りをお願いいたします。

○丸山市長　大切な件なので、一言御答弁させていただきます。まずもって、今回の市民室内プールにおいて、改めて、市民の皆様に御迷惑、御負担をおかけしていること、市長として大変申し訳なく思っています。

そしてまた、今、星委員から、るるお話をいただきました。市としても今、でき得る限りの最善を尽くすべく、民間施設も含めて、また当市が有する公共施設をでき得る限り活用しながら、その負担の軽減を図るべく全力で取り組んでいるところであります。

一方で、先ほど担当課長からも説明がありましたが、建物全体が耐火構造でなければいけないという状況の中で、今回のこういった課題があるということでもありますので、私の判断としては、その時点で止めるしかないということで判断させていただきましたし、同様の事案があった場合は10回中10回止める判断をしたであろうと、このように思うところでありまして、その点において間違いはなかったと、このように考えています。

当然、これからでき得る限り早急に復旧に向けて動くということ、また同様のことで2回、3回と止まることがないように、所管においてはしっかりと点検を今回行って、積み残しがないように指示を下しているところであります。

ぜひとも、議員の皆様におかれましても、こういった状況でありますので、市としてもしっかり反省すべきところは反省して、このほかの施設も含めて点検をしっかり行って、同様の事案が起こることがないように努めてまいりたいと思いますので、その上で、ぜひとも、市民の皆様とも接点が多い議員の皆様でありますから、こういった状況ということも含めて御説明いただければ大変ありがたいと思っていますし、我々としては、さらにそういったお声も聴きながら最善を尽くしてまいりたいと、このことを申し上げて私からの答弁とさせていただきます。

○中山委員長　よろしいですか。ほかに質疑のある方。

○久保委員　一点だけ、地域市民プールに要する経費のところで確認させていただきます。令和6年度の事務報告書で、小学校で開放しているプールの市民利用について、小学校の水泳授業が民間に移っていない小学校で開催されています。市民の方から、また保護者の方からも、地域でこのプールを続けてほしいというお声を少しいただいておりますが、この令和6年度の事務報告書にも要改善という形で、いろいろ

ろと施設の老朽化もありますし、いろいろな意味で多面的に考えなければいけないという部分があるのは存じております。その中で、令和6年、また令和7年、そして今回、施設維持管理等委託料という形で予算が毎年増額になっている状況になっております。今、熱中症対策もありますし、昨年を含む各小学校の全体的な状況を教えていただきたいということと、今後の考え方について教えていただけたらと思います。

○岡田スポーツ振興課長　こちらの地域市民プールに要する経費の委託料、管理委託料なんですけれども、こちらは今回75万6,000円の増額をお願いしているところです。担当としての考え方については、令和7年度と引き続き同内容になりますけれども、市内の8校で、それぞれ7日ずつということで引き続き行っていきたくと思っています。この増加につきましては、人件費の高騰による見積りの金額になります。

今の状況なんですけれども、昨今、本当に暑くて、私どもも熱中症が非常に不安なところであるわけなんですけれども、今年度につきましては、それにもかかわらず、参加者は多く、増えていました。それだけのニーズがあるのかなと把握しておりますし、学校の御協力もいただきながら、熱中症の対策も万全にして、令和8年度以降も行っていきたくと担当として考えてございます。

○久保委員　ありがとうございます。特に児童、子どもたちがプールを大変楽しみにしているという、水に慣れるというところで親しみを感じている部分もあろうかと思います。プールに入っているという部分と、体の中の水分量という部分を熱中症で勘違いしないように、よく私も子どもたちに申し上げているところでもありますので、熱中症対策をしっかりしていただきながら、可能な限り続けていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

○小坂委員　一番下のところでお伺いしたいと思います。校庭・体育館開放に要する経費のところ。代表質問の際にも少し触れさせていただきましたが、こちらのほうに子どものスポーツ団体が予約を取りづらい状況が発生しているようで御相談がありました。御担当として把握されているところ、また、団体登録とか予約のシステムで、もし課題と感じている点がありましたら共有をお願いします。

○岡田スポーツ振興課長　こちらについて、一番の課題としては、まだ利用する方が本当にアナログの形式で、毎月窓口にお並びいただいているというような状況です。また、学校の校庭、これは休日に限ってなんですけど、休日の校庭だけについては、市役所のスポーツ振興課で受けるわけなんですけど、それ以外については、各学校へお申込みいただいているというような状況がずっと続いてございます。ですので、利用者の方には、そういう面では、申込みに際して御不便をかけているというような状況になります。

あと、なかなか予約が取りづらい状況が生まれているというようなことは、少しこちらの耳にも入っていますけれども、各学校において、これはスポーツ施設のサークルの登録が必須の条件になっていますけれども、学校ではその確認はしていると思いますけれども、そここのところをいま一度徹底して確認するようお願いしているところです。限られた学校の施設ですが、私たちのほうがお借りすることによって、少しでもスポーツに触れる機会の提供をしていきたいなと考えてございます。

○小坂委員　ぜひ、お願いいたします。こちらは市民登録が8割以上の団体に貸出しをしているとのことですので、登録のときにしっかりチェックしていただくのと、予約の際にも登録証を確認していただくなどしていただけるとよいかなと思います。子どもが使える施設は大人よりも限られておりますし、優先という考え方については、また調整や熟考が必要かと思いますが、現在の仕組みの中で整えられる部分は御対応いただけたらと思います。

また、体育館の冬季の空調利用について、御要望が引き続き寄せられています。けがの危険性が子どもにありますので、何とか冬にも体育館の空調が利用できるよう、夏は使わせていただいていますので、そ

こについて、市の考え方をお伺いします。

○岡田スポーツ振興課長　今は冬場のお話でしたけれども、昨年度、その前の2年間を私が担当させていただいている中では、一番心配であったのは熱中症の関係です。この事業そのものが教育委員会からの補助執行という形で、スポーツ振興課が今、市長部局にあります関係でやらせていただいています。冷暖房設備の関係については、今、いただいている御要望とかは教育委員会と私たちのほうで意見調整しながら、対応できるところは対応していただくというような形を取っている状況になっています。暖房についてなんですけれども、私たち担当には、当然、体育館で子どもたちは体を動かしていくと体が温まりますので、そこまで大きな声としては、こちらには届いていないという状況もあります。

○中山委員長　小坂委員、いいですか。

ほかに332、333ページ。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　以上で、教育費を終わります。

教育費の説明員の皆様はここで退室していただいて構いません。

では、引き続きまして款11、公債費、款12、諸支出金、款13、予備費についての質疑に入ります。334、335ページ。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　336、337ページ。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　以上で、公債費、諸支出金、予備費を終了いたします。

ここで、説明員の入替えのため10分程度休憩いたします。

午後2時46分休憩

午後3時01分再開

○中山委員長　それでは、委員会を再開いたします。

次に、第2表、債務負担行為、第3表、地方債並びにこれらに係る調書等についての質疑に入ります。

予算書の7ページから15ページまで、並びに349ページから441ページまでになります。質疑の際は、ページを指定して質疑を行ってください。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○高野委員　441ページも大丈夫でしょうか。

○中山委員長　どうぞ。

○高野委員　資料第1号で市債残高は前々年度で290億円、前年度は289億円で、令和8年度は381億円となっております。新規発行は、これを見ると441ページで、ごめんなさい、新規発行についてはページが変わるんですけども32億円ということなんです、令和7年度債見込みが合計で22億円ということになっております。なので、予算ベースだと24億円から32億円なので新規発行は8億円ですけども、見込みから比べると10億円増やして発行されるということで間違いはないか確認させてください。

○松下財政課長　441ページにありますとおり、令和7年度の借入れ見込みは約22億円というところですので、委員のおっしゃるとおり、令和8年度当初予算と比較して10億円ほどの増でございます。

○高野委員　ありがとうございます。大変積極的な財政姿勢と一定評価したいと思います。一方で、行政需要はまだまだあると思いますので、市債のさらなる活用を求めて、答弁は求めません。終わります。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　以上で、債務負担行為、地方債並びにこれらに係る調書等を終了いたします。

以上で、全項目ごとの質疑が終わりました。

これより総括質疑を行います。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○高野委員　総括質疑をさせていただきます。ありがとうございます。昨今のイラン情勢などによりまして、経済全体の状況が激変しております。ガソリン価格も1リットル160円台から180円台に一気に値上がりしております、短い間に急激な変化があつて、国も公費を投入して激変緩和を表明したりされているようであります。多くの市民が不安を抱える中、市としてはどう考えているかについてお伺いしたいと思っております。

例えば、商品券の追加発行とかはどうかと考えているんですけども、既に市は独自の上乗せをした、5,000円に1,000円を独自財源で追加されました。大変素晴らしいことだと思っております。この情勢変化を受けて、さらに追加で再発行を独自判断というのもあり得るのではないのかなと、意見としては考えております。6,000円でも4,000円でも独自に追加の再発行をすれば、全ての市民、あるいは全国規模で国分寺市はよくやったと喝采を受けるのではないのかなと思っております。

また、これは既に財政のところで議論しましたが、足立区では1人1万円で30億円が国から、45億円が区独自ということであります。区はお金があるからとよく言われるんですけども、そういう面ももちろんありますけども、市でも実は頑張っていけば人口が少ない分、配る分も多くなったり少なくなったりするわけですから、あとは近隣自治体と比べた場合、国分寺市は非常に頑張った金額を予定されております。一方で、近隣では8,000円という自治体も出てまいりました。他方で内容を見ると、本市の方式のほうが優れた面があるんじゃないかなと個人的には考えております。

そこで伺いたんですけども、こうした世界的な外部環境変化の激変、経済情勢の激変に対して、市としてはどのような独自の対策を考えているのか伺います。

○中山委員長　経済対策ということですかね、高野委員。

○飯塚経済課長　二次元コード付きカード型商品券事業につきましては、昨年の第4回定例会におきまして補正予算をお認めいただいたところでございます。その後、1月に契約締結をいたしまして、今月に入ってから登録店舗の募集を始めているところでございます。担当といたしましては、先々のことではなく、この事業について今やるべきことを着実に進めていく、こういったことが大事であると認識してございます。

○中山委員長　よろしいですか。

○高野委員　できれば、昨年の予算特別委員会でも、市長から非常に含みを持たせた御答弁をいただいたんですが、現市長の御答弁はいかがでしょうか、追加発行などを考えていらっしゃらないか。

○丸山市長　まず、高野委員の御意見として承るところであります。その上で、現時点においては、まず6,000円の発行事業をしっかりと行って、市内でもお使いいただき、もって市民の皆様、また市内事業者の皆様の助けになるようにやっていきたいと思っております。今後の部分につきましても、これは適切に判断をその都度下していくということであります。

ただ、一つ言えることは、昨年の第4回定例会で皆様に御同意いただいてこういった事業を進めさせていただけたのも、市においてしっかりと市財政の経営というもの、運営というものを行ってきたからこそ、

その時点において必要な財源として一定財政調整基金も活用しながら、こういった事業を組ませていただいたというところであります。当然、今、イランの情勢等々、様々国際社会も動いていますが、逆に言えばそれは12月の時点では、我々はまだ予想していないことであって、今後また新たなどういった情勢が起こるか、どういった状況変化が起こるかということも、これはまた見ていかなければいけないわけであり、ます。そういった意味では、我々は今、資金繰りの面でも、また財政的なところでも、これはより今後の部分でまた皆様にはお示ししたいと思っておりますが、一定強靱な基盤をしっかりと持った上で、必要なタイミングで必要な判断というものを適時適切に行える体制、そして行うべきときには果断にしっかりと行っていく、こういった体制をつくるということが私に課せられた仕事であると、このように認識しておりますので、御意見としてそういったお声があるということは受け止めさせていただいた上で、現段階においては、そのように考えているということで答弁とさせていただきます。

○高野委員 分かりました。恐らく市長のことですから、果断に動くときにはスピーディーにやられるということを期待して終わらせていただきます。ありがとうございます。

○中山委員長 ほかに総括質疑のある方。よろしいですか。
(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 以上で、総括質疑を終わります。

これより直ちに議案第1号、令和8年度国分寺市一般会計予算に対する採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○中山委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後、国民健康保険特別会計に入ります。説明員の入替えがありますので暫時休憩いたしますが、委員の皆様はその場でお待ちください。

午後3時11分休憩

午後3時15分再開

○中山委員長 委員会を再開いたします。

○中山委員長 次に、**議案第2号 令和8年度国分寺市国民健康保険特別会計予算**を議題といたします。
担当より説明を求めます。

○越川保険年金課長 議案第2号、令和8年度国分寺市国民健康保険特別会計予算について、御説明いたします。

本案は、令和8年度国民健康保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ109億7,504万9,000円といたしたいというものです。予算特別委員会資料第7号を御用意しています。資料を御覧ください。

令和8年度の予算規模の総額は、令和7年度と比較し約9,089万1,000円の増で、対前年度増減率はプラス0.84%となっています。主な理由は、増加分においては保険税率の改正と子ども・子育て支援金の創設、減少分においては被保険者数の減少と捉えています。以降、昨年度との主な変更点について御説明いたします。

資料の1ページ目、国民健康保険税歳入について御説明します。保険税歳入のうち現年課税分は、被保険者数が減少しているものの、子ども・子育て支援金創設と保険税率改正を行う影響で昨年度比3億112

万3,000円の増収を見込んでおります。

2 ページ目、都支出金のうち保険給付費等交付金は、被保険者数の減少などにより、昨年度より減額を見込んでいますが、都費補助金は令和7年度実績で見込んだところ、昨年度より増額となっております。

その下、繰入金は、法令により一般会計からの繰入れが定められている内容のほか、本市の保険税率が標準保険税率を下回るために歳入において不足する分を含めて、その他繰入金として計上しております。いわゆる国保の赤字額は、予算概念上はこのその他繰入金から事務費などを引いた金額となりますが、正確に額が確定する時期は翌年度の10月頃となります。

3 ページ目、歳出です。総務費は、令和8年度はシステム改修を実施するため増額となっております。

保険給付費は、全体としては被保険者数の減少の結果、昨年度よりも減額となると見込んでおりますが、高額療養費関連は医療の高度化により実績として増加しておりますので、予算上にも増額で反映しております。

4 ページ目、国民健康保険事業費納付金は、令和8年度分として東京都から示された額が子ども・子育て支援納付金分を除いても増額となっております。理由としては、令和7年度は東京都が納付金の増額を抑えるため例年より多く基金を取り崩しましたが、令和8年度は診療報酬改定等の影響により増額となったと説明を受けております。

その下、保健事業費は、被保険者数減による特定健診事業費の減、及び保健事業費を複数年度契約にしたことにより費用を抑えられたため、令和7年度より減額となっております。

簡単ですが説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○中山委員長　　ここで、特別会計全体の進行についてお諮りするのを失念しておりました。申し訳ありません。各特別会計は歳入歳出とも一括説明、一括質疑で行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中山委員長　　御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。大変失礼しました。

それでは、国民健康保険特別会計については説明が終わりましたので一括質疑を行います。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○脇村委員　　御説明ありがとうございます。私は数字に弱くて、理解が追いつかなくて大変恐縮なんですけど、先ほどの御説明と、あと個別に御説明いただいた情報と併せて、国保は値上げされる可能性が高いとか、ほぼ決定とか、そういう認識で合っていますか、お願いします。

○越川保険年金課長　　今回、値上げとなります。

○脇村委員　　仮定の話なんですけど、今回の国保の予算が何らかの理由ですごく潤沢に用意できれば、値上げはしなくても大丈夫になる可能性というのは残っていますか。

○越川保険年金課長　　標準保険税率を達成していれば、それ以上の値上げということはあまりないのですが、納付金は標準保険税率で決まっています。その標準保険税率に私どもの市はまだ達していないので、何らかの原因で歳入が急に増えることはないので、標準保険税率に達するまでは値上げをしていくしかないという形になっております。

○脇村委員　　標準の税率を達成しないと法令違反とか、必ず達成しないといけないものということではないんですか。

○越川保険年金課長　　全国的に、社会保険ですので歳入と歳出は均衡的にならなければなりません。今ま

で国保は、自治体においては当市のように一般会計から不足する分、本来的には被保険者から頂かなければいけない保険税で不足する分を補填していたと、これを全国的に国の主導で都道府県単位で標準化しようという動きがございまして、こちらの期限を、国は遅くとも令和17年度決算までにとしております。それを目指して、全国で皆さんが標準保険税率を達成するよう動いている形になります。

○中山委員長　今の質疑では、法令的にというところもありましたので、法令的な決まりがあるのかというところもお答えいただけますか。

○越川保険年金課長　法令上の義務ではないのですが、それを達成しないと交付金などの点でペナルティがあると。国からは保険料水準統一加速化プランが出ているので、それに達しなかったときにどうなるかというところまではまだ示されておりませんが、各都道府県ではそれを目指しているというところではあります。

○脇村委員　ありがとうございます。だんだん整理されてきたんですけども、例えば、国の指導に、補填してくださいという方針に、国分寺市はこれから、例えばいろいろな経済政策を打って、恐らく経済成長を見込めて市税の収入もたくさん増えますということで、国分寺市は、すみませんけれども、これからいわゆる赤字補填という形を続けますよということは、法令上も問題ないという認識で合っていますか。

○越川保険年金課長　法令上問題ないというような、法令上のペナルティ、罰則などがあるかというところ、罰則はないと思います。ただし交付金において非常に大きなマイナス、既に当市はその分マイナス何千万円もされているところですし、東京都全体で目指そうというときに1市だけが足を引っ張るという状況が実際にあり得るのかどうかというところまではまだ議論されておらず、他の都道府県ではそういうような市はないと聞いております。なぜなら、標準化の目的は財政力の弱いところを財政力が強いところが補填するという形ですので、1市だけが自分のところは財政力が強いのでそこに参加しませんということが、果たしてどこまでほかの都道府県、市町村との関係でできるのかというところでは、やると言っている自治体は聞いたことがないです。

○脇村委員　とても難しい問題かなと思ひまして、これ以上は長くなりそうなのでやめておきます。本当にありがとうございます。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。

○松岡委員　これまでの厚生文教委員会などでも様々な背景であつたり質疑をさせていただいてきましたので、私からは国保予算書の27ページで伺いたいと思います。一番下の医療費適正化に要する経費のところの一番下、訪問指導委託料（服薬相談）は新規事業として書かれていると思います。令和7年度には見受けられなかったものです。こういった医療費適正化に関する保健事業は大事だと思っているんですけども、まず、こちらの事業の内容について伺いたいと思います。

○越川保険年金課長　医療費適正化事業として、国保のデータヘルス計画に基づいて様々な事業を実施してまいりました。内容としてはジェネリック医薬品差額通知の送付、それから重複多剤の受診者に対する勧奨通知というのを令和6年度から送り始めております。この訪問指導委託料というのは、勧奨通知をお送りした方の中で訪問指導を希望する方に、国分寺市薬剤師会の方に一緒に同行していただきましてその方の御家庭を訪問し、生活状況を伺って服薬改善できる余地がないかというのを探っていくという事業になっております。今年度、モデル的にやってみたところ非常に好評で、被保険者の方との信頼関係を薬局の方が築いていただきまして改善につながったということがございますので、今後の事業として経常化していこうということで予算を計上させていただきました。

○松岡委員　詳細についてありがとうございます。そして今年度にモデル的にされていたというところも

確認できてよかったなと思います。好評だったということですがけれども、個人のお宅にお伺いするという
ことで、なかなかそれをよしとしない方もいらっしゃる、ぜひ、来てほしいという方もしかしたらいる
かもしれないと、きっと様々見ていただいているのかなと推察するところでした。今回新規として入れて
いただいて、ぜひ丁寧に進めていただきたいと思います。その後の様子であったり、今後こういったも
のを続けていくのか、そのようなところの御見解がありましたら伺いたいと思います。

○越川保険年金課長 今年度モデル的に行ったところは、まず勧奨通知を120件送付しまして、それで電
話での勧奨の御連絡を40件しました。その中で訪問指導を希望する方がお二人いらっしゃったので、そち
らの方に訪問させていただいたという形になります。その方々が改善したかどうかというのはすぐには分
からないところなのですが、令和8年度も改善していない、そして訪問指導を希望なさるようであれば、
こちらとしては行く予定でございます。

○松岡委員 勧奨の通知を送られた方の中では電話された方の中から2人ということで、2人ではあつて
も大事なことはないかなと思うところです。ぜひ、丁寧に見ていただきたいと、引き続き要望した
いと思います。

○星委員 先ほど説明いただいたので大体分かったんですが、幾つか確認ということで質疑させていただ
きます。私は厚生文教委員会にも出ているので簡単に行いますが、今年度予算の被保険者数は厚生文教委
員会で2万516人という数字が示されていましたが、その被保険者数で予算を組んだということによろし
いでしょうか。

○越川保険年金課長 おっしゃるとおりでございます。

○星委員 そうしますと、来年度も被保険者数は減少ということで、令和7年度、今年度との比較ではマ
イナス2.14%ですが、厚生文教委員会の資料は4年前まで出されておりましたけど、4年前と比べるとマ
イナス6.8%で、1,500人が4年間で減っているといった国分寺市の状況を予測しているという予算である
ことは分かりました。

それであと、赤字分と言われている法定外繰入金を聞こうと思ったら、先ほど2ページの6億2,500万
円から事務費を引いて決算額のときに出るよと言われたので、法定外赤字分と東京都が言っているものは
このぐらいだということは分かりました。前年度と比べても、課長がずっと言っているとおり1億円減っ
ているということは確認いたしましたので、質疑しようと思っていたのですがここは分かりました。

それで、資料第7号の3ページですけども、療養諸費は減っております。予算上、令和7年度と令和
8年度を比べると療養諸費は減っているけども、4ページにある東京都に納める国民健康保険事業費納付
金は増加となっていて、子ども・子育て支援納付金分は別物なのでこれを引いたとしても、大体1億
6,000万円ほど納付金が増えているのは、先ほど診療報酬の改定という御説明でしたか、もう一度お願い
いたします。

○越川保険年金課長 先ほども少し御説明させていただいたんですが、本来的には令和7年度の納付金も
上がる予定だったんです。ただし、その上がり幅が急激になり過ぎるということで、東京都のほうが一時
的に基金をかなり投入して抑えたと、その分の反動もありまして、今年度はちょっと上がるというところ
がございまして。実際には診療報酬改定と、あと医療の高度化ですね、1人当たり医療費が増えているので、
そちらも反映させなくてはならないということで上がっている、それから後期高齢者医療制度の支援分、
こちら後期高齢者が後期高齢者医療制度として使っている医療給付費が増えると現役世代が負担する部
分も増えてくるという形になります。

○星委員 分かりました。使うお金は減っているのに納めるお金も多くなったなと思ったんですが、理由はそういうことだということで、分かりました。

あと、質疑的には最後なんですけども、今の答弁は、私がこれから質疑することの答弁にもつながるのかなと思うんですけども、資料の1ページ目で現年度分の国保税歳入は、子ども・子育て支援納付金を除いたら2億1,000万円増えるという歳入になっていて、しかし法定外繰入金の減少は1億円ということになりますけど、収入的にいうと2億1,000万円増えているけど、赤字分の補填は1億円になるという、これは全体像になるかもしれないけど、この理由をお願いいたします。

○越川保険年金課長 幾ら歳入を増やせば幾ら赤字額が減るのかという計算式のようなものは、国からも示されておりませんし、都からも説明を受けておりません。ですので、実態として把握していく形になります。赤字を解消できる残り年数で割っていくと、1億円ずつ減らしていくにはこのぐらいではないかというところで見込んでいる形になります。ただし、実態として3億円とか2億円とかの歳入が増えたらいいなと思っているんですけども、実際に増えるかどうかというのは、加入者の所得次第なので見込みが完全には取れない、ただ1億円減らすためにはこのぐらい増額させないと増えなかったという過去の実績と、それから残り年数から導き出した数字になります。

○星委員 最後は簡単に意見を述べて終わりたいと思います。言われたようになかなか悩ましく、将来像が見えないというところはあります。被保険者数は減っていますし、これは国保の特徴として病院にかかる人も多いと、ただ病院にかかるのが悪いという意味じゃなく、現実として構造上そうなっているということになります。そうした意味で、厚生文教委員会でも言いましたが、なかなか国保の将来像が見えない中、保険税だけが上がっていくということには疑問を持っています。これは国にきちんと将来像を示してもらいたいと思っているんですけども、そういう考えでありますので、意見を最後に述べさせていただきます。

○寺嶋委員 簡単に2点ほど確認させていただければと思います。本当に、市のほうで、ほとんどレバーがない状態でどうにかやっていかなくちゃいけないという国民健康保険の難しい部分だなと思う中で、この2つぐらいかな、歳出のほうをどうにかできないかと思う部分に関して確認させてください。予算書の26ページ、27ページの保健衛生諸費、医療費適正化に要する経費の部分に関わってくるのかなと思います。

まず1点目は、歳出を抑えるためにはジェネリック医薬品などの利用促進を進めていくことがすごく重要だなと思うんですけど、ここに関して、今、何か取り組まれている部分、ここで質疑すべきなのか正直分からないですけど、もし可能であれば教えていただきたいです。

○越川保険年金課長 ジェネリック医薬品の使用につきましては、様々な意見がございます。私どもとしては、ジェネリック医薬品の勧奨通知というのをお送りして、ジェネリック医薬品に切り替えると、このぐらいの効果額がありますよということを被保険者の方々にお知らせして、御自分で選んでいただく形しております。その結果、徐々に進んではきていますので、この取組を続けていく予定です。

○寺嶋委員 かしこまりました。ありがとうございます。自治体によってはジェネリック医薬品希望カードというものを配ってしまって、そういったもので、病院とか薬局とかでも言いやすくなっているということも伺っているので、そういった形で、まずは少しでも歳出を抑えられるんじゃないのかなと思いました。

もう一つは、御存じかと思うんですけどKDB（国保データベース）というものがあるかと思います。結構ここで、細かな情報が把握できると伺っています。こういった部分の分析といいますか、その中で、

重複受診であったり、多剤処方の方に対してのアプローチは、この今のページのところで対応されているという認識でよろしいでしょうか、確認させてください。

○越川保険年金課長　　まず、一番最初に言っていたジェネリック医薬品希望カードは、私どもも配布しておりまして、皆様に選んでいただく形にしております。

それから、KDBの分析なんですけど、こちらで分析はかなり進めております。例えば、今年度、医師会、歯科医師会と併せて協力いただき行った事業として、糖尿病にかかっている方で、ここ1年間で歯科の受診歴がない方に対して、歯科健診の受診をお勧めするような勧奨通知をお送りしています。それから、重複多剤に関しましても、同一疾病名で複数の医療機関にかかっている同じ薬が処方されている方を抜き出して、その方に勧奨通知を送るということをしております。この事業の中に入っているという御指摘で間違いございません。

○寺嶋委員　　ありがとうございます。そういう感じで、市もなかなかレバーが少ない中でかなり努力できることをやってきている、それでもどうすることもできないという中で、値上げという判断は適正かというものも上がってきている中で、なおかつ、ペナルティで交付金のほうにもそこを持っているのであれば、ここはしっかりと説明すれば、市民の方々も、つらいものの納得はいただけるんじゃないのかなと思います。ただ、今以上にここをやっていくべき部分でもあると思いますので、その部分は、引き続き対応いただければと思います。

○中山委員長　　ほかに。

○高野委員　　御説明ありがとうございます。資料を用意いただいています、第34号と第35号になります。それで、この資料を当初私が求めたのは、本市に特化した所得階層別の職業別または年齢別の世帯数等をお願いしたんですが、なかなか作成が困難ということで、委員会や国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会で示されたデータを示していただきました。

それで、非常に複雑なところなんですけども、それぞれ書いてあるのでどれが採用されたのかというのは追っていけば分かるんですが、1点確認させていただきたいのが、資料第34号でモデル1となっている単身25歳、給与収入98万円、所得43万円というのは令和4年、5年、6年の分は分かるんですが、令和7年、8年が分からなくなっているんで、そこだけ教えてもらっていいですか。

○越川保険年金課長　　実際には20代、30代の介護保険料がかからない世帯よりも40代、50代の介護保険料がかかる世帯が多く、そちらのほう構成割合が高かったため、令和6年度のモデル世帯から40代の単身世帯と切り替えたところです。この部分から介護保険料の部分を除けば20代の世帯の保険料が求められるという形になります。ちなみに令和8年度の単身モデル世帯ですと……。

○中山委員長　　これはどこを見ればよろしいでしょうか。

○越川保険年金課長　　令和8年度のところで、4ページ目の40代・単身世帯の一番上のところ、現行1万8,000円に影響額1,400円を足すと1万9,400円になるんですが、介護保険料の分の基礎分は1万6,300円に0.3を掛けて4,890円で、そこで100円未満を切り捨てると4,800円が介護保険分になるので、1万9,400円から4,800円を引いたものが20代・単身世帯の保険料と計算できます。

○高野委員　　1万9,400円から4,800円を引いた分ということで、4,800円ですか。

○中山委員長　　少々お待ちください。

○越川保険年金課長　　4,800円です。

○高野委員　　ありがとうございます。なかなか複雑な数字なので、すぐに比較検証というのは難しいとこ

ろです。それで、あと、低所得者とか無職者とか若年層で非正規雇用の方が多いのではないかというのは、国のレベルの統計資料等でそういった傾向も見受けられるんですが、この辺は、市ではデータとしてまとめることが難しいので、そこは国とほぼ同じと捉えても差し支えないかだけ確認させてください。

○越川保険年金課長　結論としまして、国保の場合には、どうやってその方の世帯の状況を把握するかというと、世帯主の課税情報から職業などを推測するしかないんです。私どもの市の規模ですと、100人に1人という形で抽出したデータを国に提供して、それを国が大きなデータベースで分析して振り分けるという形になっております。同じような機能を私どもは持っていませんので、一軒一軒見ていく形になるんです。一軒一軒見たとしても、課税情報が分からない方もいらっしゃるし、確定申告の中に職業を書いていない方もいらっしゃいます。仮に分かったとしても、去年の情報なので今現在の情報ではないということで、そこを調べてもそれほど正確な現状の生活実態は分からないという形になります。そのような状況がございますので、国のデータを見て、ほぼ私どもの市も同じぐらいというように把握していただければと思います。

○高野委員　御丁寧な説明ありがとうございます。分かりました。

あと、次のポイントとしては、資料第34号の所得割の推移とか均等割の推移というのは分かるんですけど、ここで実際には、我々というか、市の側というか、関係はありますけども、市民の側、負担する側としてはどういう負担増になるのかということを見たいなと思ったんですが、子ども・子育て支援金の負担が、ここに載ってくるということで、なかなかこれも示していただくのは難しいということで、資料第35号にもまとめていただきました。子ども分の8,180万8,000円が国へのこれからの納付金の額になるということですが、この子ども分の仕組みについて理解を、初めてのことでありますし、簡単に御説明をもう一回いただいてもよろしいでしょうか。

それとも、私のほうから申し上げると、この額はもう決まった額であると、国に納付しなくちゃいけないと、所得割も入っているし、均等割も両方が入っていて、国が全体の納付金を示してきて、東京都が、この人だったら幾らかかるといったことのモデルがあって、ただ、それがぴったり一致はしないという理解なんですけど、その辺について、もう一度改めて御説明いただけますか。

○越川保険年金課長　国から各医療保険者、国民健康保険の場合には都道府県単位になりますが、そちらにこの金額を納付するよという通知があると、都道府県はそれを各市区町村に国が定めた計算式でもってこれだけ納付しなさいということを通ずる、そういうような形になっております。私どもの納付金はこちらに記載した額になっておりますので、その分は支払わなければならないという形になります。

○高野委員　そうすると、ずれる、ぴったり一致はしない可能性が出てくるという理解でよろしいのでしょうか。つまり納付する額は決まっていて、実際に御負担いただく額と総額が、実はぴったり一致しないのではないかと伺ったことがあるのですが、そこを確認させてください。

○越川保険年金課長　納付金の額自体は、国が求めた額とぴったり一致すると、国が得ることができる金額は国が想定した金額とイコールです。ただし、私たちが収入できる金額というのは、標準保険税率で算定しているんですけども、必ずしも一致するかどうかというのは分からないと、滞納する方もいらっしゃるかもしれないし、想定よりも所得が少なければ、得る金額も少なくなるので分からないというところですが、一旦は標準保険税率でやってみてイコールになるといいなという感じで進んでいるところです。

○高野委員　念のため確認しておきたいんですが、2点ありまして、国に納める額と市が頂く額がずれた場合はどうなるのか、増えた場合もあるでしょうし、減る場合もあるでしょうと、それはどうなるのかと

というのが1点です。あともう一つは、今後そういった負担分というのをデータとして示していただくことは可能になるのかどうか、その辺を確認させてください。

○越川保険年金課長 国保の課長会でも、黒字になった場合、東京都が基金として、子ども・子育て支援金分を積み立てるのかどうかというところを聞いたところ、まだ、東京都も分からないということでした。ただし、理論上、黒字になることはないだろうと各市は思っております。というのは、地方税法の定めで100円未満を切り捨てるという形になっているのです。標準保険税率自体は切り捨てていない、例えば、1,952円のように示されているんですけども、実際に私たちが被保険者の方に請求するときには、その部分の100円未満を切り捨てるので、むしろ赤字になるだろうと、赤字になる部分は若干であっても、市区町村が負担せざるを得ないのではないかということを東京都に申し上げたところ、「分からない」という回答だったので、今は、最善の策としてやれることは標準保険税率で集めると、それをこちらの歳入として見込むという形しかないというように認識しているところです。

○高野委員 分かりました。ふわっとした感じで、まだ、なかなか、詰め切れていない段階なんだと確認させていただきました。あと、2問目の、今後、実際の市民の方の負担状況というのは、我々議会に示していただけるのかどうかというのはいかがでしょう。

○越川保険年金課長 示せるものであれば、こちらのほうも隠すところなく全てお出ししたいと思っております。

○高野委員 国の決めたこととはいえ、市民の方の御負担状況というのは確認する必要があると思うので、ぜひ、示していただきたいと思います。

最後の質疑ですけど、国の見解としては、前も確認したことはありますが、一般会計からの繰入れというのは自治体の判断でできると理解していいのか、あと、生活困窮者等への自治体独自の軽減というのは問題がないと理解していいのか、その2つだけ確認させてください。

○越川保険年金課長 地方自治体が、自治体独自の保険税率でやるということを、国がよしとしているかということ、全くよしとはしていない、そろえるようにという見解だけでも、法的なペナルティは今のところ設けられていないというのが現状です。

それから、自治体独自の減額賦課をすると、その部分は赤字になります。減額賦課と減免は別で、減額賦課は、もう最初からこの条件に合致している人は特に申請も要らず減額して賦課するというもので、例えば、法定でいえば低所得者に対する7割・5割・2割軽減のようなことを各自治体がやったとすると、それは赤字とみなされるという形になります。

○高野委員 なかなか複雑で、一定分かりましたのでこれで終わります。

○皆川委員 27ページの医療適正化に要する経費のところでお聞きます。先ほど来、やり取りがあったところで承知しました。令和6年度の事務報告書を見ますと毎年出ているんですが、医療適正化事務事業では様々な勧奨通知が示されております。先ほどのジェネリックに関してとか重複多剤服薬に関してとか、生活習慣病治療の未受診の方へということとか、6項目でそれぞれ数字も出ております。令和7年度に関しては、決算はまだなんですけれどもおおむねの数字としては何か特徴があるのか、同じぐらいなのか、現状はいかがなんでしょうか、勧奨通知事業の内容です。

○越川保険年金課長 ここのところの状況は同じぐらいというか、あまりよろしくない、勧奨通知の内容は、去年と変えていろいろ工夫しているところなんですけど、被保険者の皆様方の御協力がなかなか得られなくて、こちらから通知をお送りしたり、電話をおかけしたりすると「送ってこないでほしい」というよ

うな対応をされてしまうと。

ただし、そのまま放っておくわけにはいけないので、今回、啓発動画をつくりまして、特に適正服薬について、適正でない服薬をするとどういう悪影響があるのかというところを、脅すわけではなく、理解を深めていただくような動画を、医師会・薬剤師会と協力してつくっております。そちらは、今年度、最後の適正服薬の動画を、今、またショート動画を4本つくっているところなので、出来上がった議員の皆様方にも二次元コードのアドレスをポスティングさせていただきますので、ぜひ、広めていただきたい、そして市民の方々に、適正服薬というのは単純に医療費抑制ではなくて、健康のためにいいんだということを知っていただきたいと、そこから始めていかないと、いきなり勧奨通知を送っても、なかなか効果が出ないと、今、思っているところです。

○皆川委員 分かりました。動画を作成していらっしゃって、これからオープンになるということであり、その動画が出来上がってお知らせがあり次第、拝見したいと思います。その動画も、過日以来、言われていますが、15分であつたりすると結構長かったりとか、今はショート動画という形で皆さんが気軽に手軽に見られるというのがありますので、どういう動画なのか、今の段階でもお話しできますか、できませんか、まだですか、大丈夫ですか、では、簡単に、動画は4本とおっしゃったのでテーマ別なのか、その辺りを教えてください。

○越川保険年金課長 ユーチューブショートに流せるように、1分半以内になる動画を4本、今、作成中です。具体的には、適正服薬、頭痛薬でも、たくさん飲み過ぎるとそれによって頭痛が出てしまうとか、あとカフェインというのは、知らない間に取り過ぎていてカフェイン中毒になってしまっていて効かないことがあったり、頭痛が出たりするよとか、その辺りの内容を、薬剤師会と一緒につくっております。薬剤師会の先生方が、皆さん出演してくださっていますので、楽しみにお待ちしております。

○皆川委員 なかなか楽しみといっても複雑な気持ちなんですけど、恐らく、それこそ動画とおっしゃいましたので、いろいろな市民の方が当然見られることになると思います。今のお話を伺うと、これは本当にオーバードーズの問題にもつながる、改善につながるという意味では、若い方にも、若い方だけではないんですが、いろいろな方に課題、問題について知らせる、まさに、無駄に薬は医療関係からももらわない、無駄かどうか分からないんですけど、そういうことの抑制にはなるのかなと思ってお聞きしました。それはそれで、本当にぜひ有効にやっていただければと思います。

予算特別委員会の前に課長ともやり取りした中で、勧奨通知は年に2回通知していらっしゃるということで、事務報告書の数字を見るとかなりの数だなと思っておりますし、しかも、やり取りにありましたが無反応の方も500人ぐらいいらっしゃるということもおっしゃっていました。勧奨通知も1人の方に何通か行く場合もあるのかなと思うんですけど、実態としてはいかがなんでしょうか。

○越川保険年金課長 今、委員がおっしゃった2回送っている勧奨通知というのは、課税状況、所得の状況が全く分からない、こちらに提出がない方に対して送っている通知が2回です。所得の状況をお知らせくださいという勧奨通知を2回送っていて、それが大体500人ぐらい返ってこない、所得状況不明な方が国保では毎年500名ぐらいいらっしゃるということになります。

○皆川委員 分かりました。様々な、税もそうなんですけども一定程度は無反応、本当に不明な方がいらっしゃるというのが分かりました。それで、もちろん国保は国保としてしっかりやらなければいけないわけなんですけど、この対象者の方が、もしかしたら介護保険を使っていたりとか、市の違うサービスを使っているという方もいらっしゃるのかなと思います。高齢者の方であれば、もしかしたら地域包括支援セン

ターとつながっている方もいらっしゃるかもしれないと思うんですけど、そういうところは把握できるものなのですか、ほかのサービスを使っているかどうか。

○越川保険年金課長　理論上は、税情報を取るときにその方が介護サービスを受けているかどうかというのを調べることは、よしとはされていないということになります。

○皆川委員　分かりました。仮にですけど、そういうことが、介護保険を使っている方の中で、ホームヘルパーが、そういうことを本人がおっしゃってくださって、「こういうのが来たんだけど」と相談されれば、ヘルパーの方から「これは適正にしたほうがいいですよ」というようなアドバイスをしてくださる場面があるのかなと思いますが、行政側としては情報としてつなげることはできないというのは分かりましたので、今の制度の中でやるしかないということだなと理解しました。その点は結構です。あとは、まずはとにかく動画の公表を楽しみにしております。

そして、昨今というか今回の議会で、厚生文教委員会で議案第20号の国分寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてということで、子ども・子育て支援金に関わっての規定を整備するということが大きな理由の一つでもあります。この子ども・子育て支援金は、過日の委員会の資料によりますと、「医療給付との対価関係を持たない、国が全国一律で算定方法を定めた新制度」ということとか、省略しますが「社会保険制度を活用したいわば徴収代行のような仕組み」ということでしたり、その中の3つ目で気になったんですが、「制度の成り立ち上、自治体が独自に税率を設定する合理性はなく、市区町村ごとに差が生じると公平性や被保険者の予見可能性を損なうおそれあり」ということも書かれております。今の段階では、まだ全く分からないと思いますけれども、何か今後、懸念されるようなことや、今のことを含めて課題があるのかどうか、想定されることがあればお知らせください。

○越川保険年金課長　課題というか、これから、令和8年度が初年度で、令和9年度、令和10年度と子ども・子育て支援金の予算は上がっていくというふうに、国からもう既に示されているところです。こども家庭庁のホームページでは、令和10年度までに段階的に上げていく予定ということで、どの医療保険に入っている人の平均がどのぐらいになるかということも公開されておりますので、ある程度予見はできると、その先まではこども家庭庁も上げないと一応言っているんですけども、こればかりは分からないというところです。

○皆川委員　2年先くらいまでは取りあえずは数字が出ている、示されているということです。ただこの制度は、条例改正したわけですけども本当になかなか悩ましい、しかし国の定めたとおり、また東京都の指示もあり、国分寺市独自で何かできるというのは本当に限界がある中で、一生懸命御担当はやっていらっしゃると思います。制度のスムーズな運用ということでは、しっかり取り組んでいただきたいということを改めて申し上げまして終わりたいと思います。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。私いいですか。

○森田副委員長　中山委員。

○中山委員　まず最初に、意見だけ述べさせていただきたいと思います。この間、値上げが続いております。一般質問等々でも表明していますが、今の物価高の中で、これだけの国保税の値上げをしていくというのは、国保加入者の方々の暮らし、低所得者を中心とした暮らしがどうなっていくのか、暮らしを壊してしまうのではないかという点から、値上げというのはなかなか賛成できないところであります。

質疑としては、まず、条例改正のほうで確認させてください。子ども・子育て支援金については、東京都が決めた税率をそのまま適用するという条例改正ですけども、これにも意見はありますけども、国保税

はこういう対応はこれからもしないと、国保税についてはきちんと今までどおり条例改正をして率を決めていくということを確認させてください。

○越川保険年金課長　　今、中山委員が御指摘の国保税というのは医療分、基礎分の部分、基礎分と介護分と、あと後期高齢者支援分については、今までと同様に条例で数字を定めて御議論いただくという形を継続していきます。

○中山委員　　確認させていただきました。令和7年度の第2回目だったと思いますが、国民健康保険事業の運営に関する協議会のほうに令和8年度の国保税の改定案が示されたと思います。それよりも実際、今回の条例改正になっている案は若干税率が低くなっている、均等割も抑えられているわけなんですけども、それを否定しているわけじゃなくて、確認したいのは、運協に示した案よりも低くなった理由、経過等を教えてください。

○越川保険年金課長　　運協で示した際には、今後、このぐらいの標準保険税率を東京都が示してくるのではないかという予測で提出したところです。実際に、東京都が示した金額が、それより低かったので、条例に載せた金額は低くなっているという形になります。

○中山委員　　分かりました。今まで運協に示す税率改定案というのは複数案が示されていたと思いますが、運協での議論も一定は確認しているんですけど、今後は、目指す標準保険税率のゴールの率に対して、平均というか、年度も決めているので平準化して、今、答弁されたような、東京都が示した率に対してこの程度上げていくというような率の決め方になるという理解でよろしいでしょうか。

○越川保険年金課長　　標準保険税率を達成する目標年度が定まっておりますので、その目標年度までの残り年数で、標準保険料率と本市の税率との差を割っていったら、その年の改定幅とするという形になっております。

○中山委員　　そうすると、ある意味、改定率の出し方というのは機械的というのか、東京都が示した率に対してということですね、承知しました。

最後に実務的なところなんですけども、マイナ保険証が始まったことによって、マイナ保険証を持っていない方には資格確認書が送られています。私もマイナ保険証を持っていませんので資格確認書が自動的に送られてきました。一方で、マイナ保険証を持っている方については、基本的には資格確認書を送らないと思うんですけども、しかし、いろいろな課題がありますので、マイナ保険証を持っていても、資格確認書が欲しいということを要望される方がいらっしゃると思います。その場合は、発行されると認識しているんですけど、そういったマイナ保険証を持ちながらも資格確認書の発行を求めた方については、その後も自動発行になるのか、それとも、毎年度要望しないといけないのか、その点を確認させてください。

○越川保険年金課長　　マイナ保険証を持っていても資格確認書を発行してほしいという御希望の方は、何かしらの理由があるということで申請を受け付けております。その申請の理由によって差異をつけるということはございませんので、自動的に資格確認書を継続して発行する形になります。

○中山委員　　終わります。ありがとうございます。

○中山委員長　　ほかに質疑のある方。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　　以上で、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号、令和8年度国分寺市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○中山委員長 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

一定時間たちましたので10分程度休憩したいと思います。

午後 4 時06分休憩

午後 4 時16分再開

○中山委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本日はこの程度にとどめ、来週の 3 月16日月曜日は議案第 3 号、令和 8 年度国分寺市介護保険特別会計予算から始めたいと思います。

これにて本日の予算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 4 時17分閉会